

会 議 記 録

会 議 名 称		第 6 回杉並区ジェンダー平等に関する審議会
日 時		令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 6 時～ 9 時
場 所		杉並区役所第 5 ・ 6 会議室（西棟 6 階）
出席者	委員名	村松会長、高見副会長、赤池委員、藤岡委員、岩橋委員、櫻井委員、三戸委員、岩田委員、山田委員、横山委員
	事務局	区民生活部長、区民生活部男女共同参画担当課長、保健福祉部計画調整担当課長、子ども家庭部管理課長、保健福祉部管理課計画調整担当係長、保健福祉部管理課計画調整担当、区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長、区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係
欠席者		0 名
傍聴者数		9 名
配付資料等		資料 1 杉並区ジェンダー平等に関する審議会 委員名簿（裏面：席次表） 資料 2 杉並区ジェンダー平等に関する審議会 事務局名簿 資料 3 ジェンダー平等に関する審議会答申構成案 資料 4 答申の「今後の課題」と「未来像を実現するための方策」まとめ 資料 5 「ジェンダー視点の主流化」国内における取組の事例紹介 資料 6 杉並区の男女平等推進センターについて 資料 7 杉並区がジェンダー平等社会の実現に向けて「目指すべき未来像」案 冊子資料 1 杉並区男女共同参画行動計画 冊子資料 2 男女共同参画に関する意識と生活実態調査報告書（概要版） 冊子資料 3 杉並区男女共同参画行動計画 進捗状況調査報告書（令和 5 年度実績）
会議次第		1 開会 2 審議会運営の確認 3 議題及び報告事項等 （1）答申の構成について （2）「課題」「方策」のまとめ方について （3）その他検討事項について 4 その他 第 7 回開催候補日 令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 6 時～
村松会長		皆さん、こんばんは。いよいよ終盤になってまいりましたので、成果のまとめに向けて頑張りたいと思います。 第 6 回杉並区ジェンダー平等に関する審議会を開会いたします。今申し上げたように、そろそろ終わりが見え始めてきております。前回の審議会で皆さんに大変活発にご議論いただきましたので、今後の課題についてもたくさんのご意見を頂きました。皆さんのご意見を事務局に整理していただきましたので、それを踏まえて本日の審議を行い、今後の答申に向けた議論、かなり答申の形に近づく方向で議論していきたいと思います。 では、ここからは次第に沿って進めます。まず事務局から、審議会運営の確認についてお願いいたします。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長		それでは、私からご説明させていただきます。初めに、定足数についてです。本日は委員全員にご出席いただいておりますので、審議会条例第 5 条第 2 項により本日の審議会が成立していることをご報告いたします。 続きまして、資料の確認をさせていただきます。通番はございませんが、本日の次第。続いて、資料 1 「委員名簿」。裏面に席次表がついてございます。資料 2 「事務局名簿」。資料 3 「ジェンダー平等に関する審議会答申構成案」。資料 4 「答申の『今後の課題』と『未来像を実現するための方策』まとめ」。資料 5 「『ジェンダー視点の主流化』国内における取組の事例紹介」。資料 6 「杉並区の男女平等推進セン

	ターについて」。このほか、会長と副会長に作成いただきました資料7「杉並区がジェンダー平等社会の実現に向けて『目指すべき未来像』案」でございます。 また冊子資料として本日もご持参をお願いしておりますが、「杉並区男女共同参画行動計画」、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査報告書（概要版）」、「杉並区男女共同参画行動計画 進捗状況調査報告書（令和5年度実績）」でございます。不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。 なお本日、事務局として保健福祉部から3名、子ども家庭部から1名参加しております。前の会議が長引いておる関係で区民生活部長は遅れて参加させていただくと思いますが、何とぞご了承ください。すみません。 引き続き、本日の審議会は公開でございます。本日も記録のため、録音させていただいております。 審議会運営については以上となります。よろしくお願いいたします。
村松会長	特に、傍聴の方からのお申し出はないですね。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長	失礼しました。本日、写真撮影のご希望はございませんでした。
村松会長	分かりました。では、これから次第に沿って入りたいと思います。 次第3「議題及び報告事項等」に移りたいと思います。次第にあるとおり、本日はいよいよもう答申の構成。そして「課題」、「方策」のまとめ方、その他検討事項についてご審議いただきます。第5回審議会資料と委員からのご意見を整理した今後の課題と方策について、答申初案の作成に向けて内容を固めていくことにしたいと思います。 課題と方策の取組の手法として意見が出されているジェンダー主流化あるいはジェンダー視点の主流化、取組の基盤となるジェンダー平等に関する条例の制定、取組においてプラットフォームとしての機能が期待される男女平等推進センターの役割と機能について。これらについても答申案の作成に向けて議論を深めていくこととしたいと思います。 これまでの審議会でも議論してきた諮問の3つ目、目指すべき未来像として審議会におけるジェンダー平等社会の考え方について整理すること。これらを本日の目標としたいと思います。 限られた時間の中で集中した議論ができますように時間を区切って進めさせていただきたいと思いますので、皆様ご協力よろしくお願いいたします。 それでは、初めに答申の構成について審議していきますので、事務局から資料の説明をお願いいたします。
区民生活部男女共同参画担当課長	それでは、資料3をお手元にご用意いただけますでしょうか。前回の審議会でも会長より、ここまでの議論を整理しまして答申の構成案を考えて第7回以降答申作成を進めていきたいというお言葉がございました。そのため事務局で会長と副会長のご指示に沿いまして、この資料をご用意させていただきました。こちらに本日の内容を盛り込んでいくということで、これはあくまで1つのたたき台といいますか、構成案と文量感みたいなものをイメージとして捉えていただくためのもので、これが決められたものではないということで御覧いただきたいと思います。 では、資料をおめくりいただけますでしょうか。「表紙」と書かれているところを御覧ください。表紙には実際の答申の表紙と同様の体裁で、諮問の内容が記載されております。 その次に、その下の「1ページ」と書かれた「目次」というところを御覧いただき、答申の構成案をご説明させていただきます。これは1つのたたき台と先ほど申し上げましたが、まず1つの案としてこの目次の内容です。「はじめに」、「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」、「Ⅳ」の5つの章を設けて章立てしております。 目次の頭のほうです。「はじめに」とございますが、右ページに文章が入っていない

い体裁だけのものがございまして、会長名は入ってございますけれども、こちらは諮問から答申に至るまでの審議会の委員の方々の取組や成果について、審議会を代表する会長から頂くメッセージが記載されるイメージです。

1 ページを改めて御覧いただきまして、「はじめに」に続く「Ⅰ」と「Ⅱ」です。これは諮問の前提となる、例えば諮問に至る社会的な背景、それから区を取り巻く様々な現状、さらに区のこれまでの取組や現状、課題などを捉えると考えております。

そして、続く「Ⅲ」が諮問に対する答申の内容という構成になっております。その項目として、ジェンダー平等社会の実現に向けて区の取組のさらなる推進を図るための諮問である「目指すべき未来像」、「今後の課題」、「未来像を実現するための方策」。それを項目 1、2、3 として立てております。

最後にⅣです。「区に望むこと」というのは、例えば答申の内容について速やかに進めてほしい、答申後の区の取組について審議会からご期待いただくことなどのご意見がありましたら、こういったところで受けることができるのかなという案として入れさせていただいております。その後、この内容に必要な附属資料があればつけていくという形の目次の構成となっております。

構成の項目自体はこの目次で見ていただく形で、2 ページ以降は内容は入っておりません。この目次を配置した形で、文量感を見ていただく作りになっております。

現状これは全 14 ページでできておりますが、「はじめに」から「Ⅰ」、「Ⅱ」の部分までで前半、諮問に対する答申の部分で後半。半分ずつくらいという仮の構成を作っておりますので、諮問に対する答申の内容に重きを置いた文量という構成になっております。

ここで 2 ページおめくりいただいたところで、項目以外に補足として書いた部分を少しご説明させていただきたいと思えます。今ほど申し上げた後半の諮問に対する答申の部分、7 ページです。Ⅲ「杉並区のジェンダー平等社会の実現に向けて」というところで、「目指すべき未来像」という部分については本日お配りの資料 7 を反映するイメージで、これは後ほど会長からもご説明があると考えております。

そして、この「今後の課題」につきましては、「すべてに通ずる課題」と「7 つの今後の課題」という 2 つの軸に整理しております。「すべてに通ずる課題」は、「固定的な性別役割分担意識」と「性の多様性に対する理解の重要性」。この 2 つは 7 つの課題全てに共通するものと捉えて、こちらに大きな 2 つの軸として書いておりまして、その後個別のテーマを含むものとして 7 つの今後の課題という置き方をしております。

御覧いただいて分かりますように、これまでは「人権」、「教育」、「働き方・エンパワメント」、「地域」、「困難」の 5 つに対してご意見を頂戴しておりましたが、今回新たに（6）「健康」、（7）「取組の基盤」という項目を設けております。（6）「健康」については、これまでも折々に審議会の中でご意見を頂いておりましたが、あまり詳しいトピックとしては出てきていなかったのですけれども、例えば令和 6 年版の男女共同参画白書でも「仕事と健康の両立」が特集テーマとなっているということからも、答申の候補として事務局のほうでここに置かせていただきましたので、本日ご検討していただければと思います。

（7）の「取組の基盤」は、答申後の区の取組推進の基盤となる枠組みについてここにまとめた形になっております。その内容はこれまでもお話がありました、例えば施策や事業を具体化するに当たって行政でジェンダー視点の主流化という手法を取り入れていくことや、取組推進の根拠となる条例、それから区の推進機能です。そういった（1）から（5）、ないし（6）の今後の課題を実際に進めていくための区の体制をここに 1 つ、項目として設けております。

めくっていただきまして 9、10 ページを御覧ください。先ほどのところはタイトルをお示した形になっておりまして、ここの 9 ページと 10 ページでは、それぞれの課題に対してこれまでの審議会に出ていたご意見を 1 文の形でまとめたものを列記するイメージを置いております。前回の資料でも皆様のご意見という形で入れてきたものを、またさらに少し分かりやすい形で置いたものです。この辺りは、後

	ほど次の今後の課題と方策のまとめという資料でお話ししたものが入ってくるようになりますので、ご説明はそちらに置かせていただきます。 続きまして、11 ページを御覧ください。3「未来像を実現するための方策」についてですが、こちらも同様に全体に通ずる考え方、一貫する取組の方向性という形でこちらに「ジェンダー視点の主流化」を入れております。 こちらは新しい言葉が入っているので、ご説明させていただきます。今後の課題に対して、「方策」は策という形でかなり具体的に becoming 前に、方向性という形で示すものを、方策という形で受けていく流れがよいのではないかとということで、ご提案という形で「方向性」という表現を入れさせていただいております。その方向性に、文章で表した内容に沿って詳細が表されていく構成になっております。 見方としては大体、今後の課題と方策は、課題と方向性ごとに対比する形になるような前回の審議会のまとめではございました。こちら後ほどご説明させていただきます。 14 ページの最後のところに、こちら大きな文量ではないと思いますので、半ページ程度ですが「区に望むこと」という項目を設けさせていただいております。こういう形で一旦目に見える形にしたということで、今日の議論や、あと次回答申の素案を作るに当たって実際の見え方をイメージしながらご議論いただけるかというところでお作りした資料でございますので、参考としてお使いいただければと思います。 こちらからの説明は、以上となります。
村松会長	ありがとうございます。 やはり答申をどのように書いていくかというのは、大きな箱みたいなものがないと議論がなかなか進まないかなと思いましたが、いろいろご相談した上で事務局にこのように整理していただいたものが今日お示した構成案でございます。これが今日の最初の議題になっておりますので、この構成案そのものについて。今も新しい言葉が使われている等々がありましたけど、その辺を含めてご意見がありましたら伺わせていただきたいと思います。 ただ後の具体的な対応の議論に時間を残したいと思いますので、これも最大 15 分程度で議論していければと思います。ただ、ここで大筋が間違っていると答申にならないので、ご意見があればぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。 初めのほうは、大丈夫ではないかなと思うのです。「はじめに」というところも次くらいにまた素案を出す形で作っていきたいと思っています。あと初めのほうの国際的動向等々については、これも事務局にやっていただく。そして、5 ページ以降。これも区がやってきたことと、この審議会ですずっと議論してきた「目指すべき未来像」以下のところ、7 ページ以降のところを具体的に書き込んでいくことになるかなと思っています。あと方向性と具体的な方策という辺りが、言葉の使い方を整理していただいたのですけれども、何かございますでしょうか。
高見副会長	基本的にはこれは構成案ということで、ストーリーが皆様方のイメージと違うのであればおっしゃっていただければということです。基本的にはオーソドックスな構成だと思います。最初に現状があって、大きな「国際的な動向」、「国の動向」から来た杉並区の現状、取組と課題があって、今後どういうところを目指していくかという課題認識があって、方向性を示して具体的な方策に持っていく構成で、大事な中身なのでそれはこの後時間を取って議論するのですが、こういう構成について何かご意見があればお伺いしたいということです。次回の第 7 回の審議会のときに答申の素案を出す予定でおりますので、もしイメージが違ったら今おっしゃっていただければという趣旨です。何かございますか。大丈夫そうですか。
村松会長	特にご意見がなければ、これでかなりご賛同いただいたと理解してよろしいでしょうか。 では皆さんがうなずいてくださっているのでここは時間を節約して、後の実質的な議論に時間を回すことにして、構成案は原則これで行くことで皆さんのご理解が得られたと考えます。

	そうしましたら、次の議題に移りたいと思います。肝心の（２）『課題』『方策』のまとめ方について」なのですが、これについても事務局から説明をお願いいたします。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長	それでは、事務局から資料４についてご説明させていただきます。お手元の用意はよろしいでしょうか。資料４につきましては主に第５回でご審議いただいた今後の課題をテーマ別にまとめさせていただき、その上で未来像を実現するための方策についても、こちらもお意見を踏まえて記載したものでございます。 では、１枚おめくりいただけますでしょうか。まずは「すべての課題に通ずる問題意識」というところでございます。こちらは先ほど構成案のところでもご説明したところですが、具体的な問題意識の１つ目が「無意識の思い込みや偏見から生じる固定的な性別役割分担意識が社会に依然根強くあること」でございす。アンコンシャス・バイアスとも呼ばれている無意識の思い込みや偏見による固定的性別役割分担については、これまでのご審議においても、様々な場面で人々の意識に根強く残っており、それによって例えば地域において下働きするのが女性の役割になっていないかとか、会社において男性が介護や育児をすることについて周囲の理解を得ることに苦労していないかといった、特定の分野に当てはまらない問題を意見として頂きました。 ２つ目の「性的マイノリティなど多様性への理解不足、偏見や差別が社会依然根強くあること」についても、例えば地域への包摂、学校における児童・生徒の悩みや相談、災害時における避難所での生活のこと、セーフティーネットの利用のことなど、こちら全体的分野に通ずる問題であることをお示しいただいてきたと思っております。そうしたご意見を踏まえまして、この２つにつきましては全体の課題に通ずる問題意識として、個別課題の前に記載させていただいたものでございます。 では、次のページを御覧ください。こちらは、この後ご説明する各課題の記載内容をご説明したページです。左側の「今後の課題」の箱は、第５回の審議会のテーマ別資料に記載させていただいている、これまでのご意見を参考にしてまとめた資料でございます。その上で、第５回審議会で課題をご議論いただいた際に新たにお示しいただいた課題については、（新規）と記載して追加しております。 右側の箱については、「未来像を実現するための方策」について記載しております。初めに例えば人権のところなのですが、この後触れさせていただきますけど、「誰もが人権を尊重し、認め合える杉並であるために」など課題を解消するための方向性について記載しています。その方向性を踏まえて見いだされる個別の方策を記載していますが、その内容は主に第４回、第５回審議会で課題についてのご意見をご審議いただいた際に、方策に相当するものとしてこちらでまとめさせていただいたものでございます。ですので一番右側の矢印にある「委員の意見」は、委員から頂いた意見を基に方策をまとめていることを図示したものとご認識いただければと思います。 これまでのご審議において、具体的な課題を詳細なものとしてお示しいただいたものなどもございますけれども、ご意見を幅広く受け止められるように記載のスケール感を合わせておりますことをご承知おきいただければと思います。この後各課題についてご説明いたしますが、各課題ともこのような構成になっていることを前提としてご承知おきいただいた上で、個別の課題ページについてご説明させていただければと思います。 では、続きまして１枚おめくりいただきまして、「人権」のページを御覧ください。先ほど申し上げましたとおり、前回までのご発言を基に記載しておりますので、時間も限られておりますのでポイントだけご説明させていただきます。 まず先ほど申し上げた全てに通ずる問題意識がある上で、課題を４つに集約しております。課題の２つ目の丸の新規の項目ですが、こちらは前回の審議会で頂いたご意見を集約したものでございます。同様に方策につきましては、初めにこれまでの方策に係る意見を基に方向性を「誰もが人権を尊重し、認め合える杉並であるために」と仮置きさせていただき、その方向性から見える方策を下の箱のとおり集約いたしました。パートナーシップ制度に関するご意見につきましても、前回の審議

	会でご意見を頂きましたので、方策として記載しているものでございます。 以上、課題とそれを解消する方向性、方向性から見いだされる方策についてご審議賜りますようお願いいたします。
村松会長	全体の課題と方策のまとめと、そして最初の課題として「人権」のところのご説明がありました。課題と方向性と方策を文言上きちんと区別する書き方でご苦労いただきましたけれども、区別がつく形でまとめていただいたかなと思っています。 まず最初にご説明があった「人権」の部分について。その前に、この書き方そのものはよろしいでしょうか。それを前提とした上で、人権のところの中身の議論に入ってよろしいですか。 そうしましたら、まず最初の課題である「人権」のところですよ。4ページのところはこの種の書き方で課題と方向性と方策を、最初ごちゃごちゃしていたかなと思うのですけれども、区別していただいたのですっきりしてきたのではないかなと思いますけど、こうしたまとめ方についてご意見がありましたらお願いしたいと思います。 その前に全てに通ずる問題意識ということで、例えば性の多様性の問題などが最初に挙がっていますけれども、これも課題と方策のところに、頭にこういう書き方をするのですか。全てに共通してこういう課題があるということは1回文章化しておいて、後の個別のところでもまた当然必要に応じて触れていくみたいな感じですか。この2つの、全てに共通するところの扱いは。
区民生活部男女共同参画担当課長	それも、ご議論いただければと思います。
山田委員	今の「今後の課題」ですが、もちろんこれでもいいのですけれども、①も②も意識だけなのですよ。いわゆる固定的な性別役割分担を支えているのは意識だけなのかとか、性的マイノリティは要するに理解不足の意識が問題なのかというところで、下のところでは幾つか書かれているのですけれども、そういうことを助長する制度もあることも課題だと私は思っているんで、最初に①と②だけ来ると、「意識を変えればいいのだ」みたいな発想になりがちではないかなと懸念する点がありますので、今すぐでなくてもいいのですが、ご検討いただければありがたいです。 以上です。
村松会長	貴重なご意見をありがとうございました。確かにおっしゃるとおりだろうと思いますけれども、この辺は書きぶりになってくるのかしら。ここの2つの課題を、共通するものをどのように書いて、その背景としてこういう問題がある。ただ社会全体の構造の問題と区で取り組めるものとがあるので、その辺を少し文章化して整理して、ここのパートの前文みたいな形で少しその辺を説明するのかなという気がいたしますけれども、そこについて何かご意見を頂けたらありがたいです。 特にないですか。赤池さん、お願いします。
赤池委員	今の山田先生のご意見に付け加えて、構造をどうするかという視点を初めに持ってきたほうがいいのかと思います。個別の問題が意識の問題であって、意識の変容などを行うのは、それも強化みたいなことで強制的になせるものではないし、なすべきものでもないと考えます。 それと関連しまして、4ページの方向性。これも「誰もが人権を尊重し」という、人が何かをするという話なのですが、状態を目指すことであるならば「誰もが人権を尊重され、互いに認め合う」という書き方のほうがいいのかと考えます。例えば杉並区の教育ビジョンで「ちがいを認め合い、自分らしく生きる」というのが1つの大きな柱になり、誰もが豊かに幸せに暮らすためのよりどころとなる大切な視点みたいなことで3つ挙げられているのですけれども、途中からですけど、例えばそこには「自分らしく生きるためには、あらゆる他者を固有の尊厳を持つ存在として互いに尊重し合うことが必要です」と。 なので、お互いに何かをし合うということが教育ビジョン 2022 には多用されていまして、それと呼応する形にもなり得るということであるならば、状态的なもの、

	認め合うとか尊重し合うという文言を入れてはいかがかなと、ご提案申し上げます。以上です。
村松会長	ありがとうございます。個別のところの書き方について。教育ビジョンは読んでいるのだけど、ちゃんと頭に入っていないな。その辺も参照してということですね。後でちゃんと記録を読ませていただきます。 ほかに、ご意見はございますでしょうか。ただ頭のところで構造の問題だろうか、それから共通する課題というところが、さっきの構成案でいうと世界・国・都の現状の話の次で、杉並区に入ってから「現状と課題」で今の話とかが出てきているのですが、全体に共通するもので杉並区だけの問題ではないということ、しっかりその辺を書き込む部分があったほうがいいということになるかなという気がしますけど。それを杉並区としてさらに何ができるかという辺りの、個別具体的なところで考えていくみたいな扱いで整理していくのはいかがでしょうか。 よろしいですか。ありがとうございます。だから山田さん、赤池さんからご指摘があった、意識がなくなっていく背景にある構造の問題と表裏の関係なので、そこを意識だけで解消してしまうのではなくて、きちんと構造的なことについても言及する部分が初めのほうにあったほうがいだろうというご指摘だと思います。その方向で考えるということではよろしいですか。 ありがとうございます。ご指摘ありがとうございます。では、そのことは頭のほうでもう1回整理して書き込むことにして、今の人権のところの中身について何かご意見はございますでしょうか。
櫻井委員	今の全ての課題のところ、意識と制度、構造ともう1点、環境のところにもここで言及していただくと多分よいのかなと思っていて、こういった意識と制度のところと、それによって今どういった環境なのかがあって、それぞれの個別具体的なテーマに書かれていくとよいのかなと思ったので。
村松会長	環境の中身は、具体的に何かありますか。
櫻井委員	現状、要は①のいろいろなバイアスだったり意識があることと、プラスそれによる職場ですとか様々なところにおける不平等な環境、ジェンダーのギャップがあるところを多分ここで言及していただくとよいのかなと。
村松会長	全ての課題に通ずるような環境。
櫻井委員	全部に通ずるところですけど、その環境。
村松会長	そうすると、頭のほうできちんと。
櫻井委員	その3つが出ると意識、制度、環境があって具体的なものが出ていくのでよいかなと。人権のところではないですけど、すみません。
村松会長	ありがとうございます。 全てに通ずる問題意識とセットになって制度、構造、環境の問題についても触れる文言を頭のほうに、そんなに長くではないにしてもある程度のボリュームできちんと書き込む方向で再検討したいと思います。ありがとうございます。 今の部分について、ご意見はありますか。全てに共通する課題というところに。
高見副会長	櫻井さんと山田先生からも制度と環境の話がありましたけど、私はまだ十分理解していなくて、確かに意識の問題が2つ今書かれていて、意識ではなくてもう少し構造とか制度という話がまずあって、櫻井委員のおっしゃった環境という話があって、制度と環境はどのように違いがあるのかがまだよく理解できておりません。環境とは、そういうものが生み出された結果なのか。構造はもう少し深層にあるイメージがあるけれども、どんなイメージで書き込んだらいいかなというのがまだ整理できないので、もし山田委員と櫻井委員から書き込み方を教えていただければありがたいと思うのですけど。 1本でまとめられるのか、それとも2つ。制度と環境と別々の項目立てなのかが分からなかったの。
村松会長	性別役割分担意識を増長する制度がいろいろ残っているわけですね。だから制度を含めたものを構造というのか、それか職場の中でもそういうのが払拭されないで残っているもの。それもきっと構造なのか環境なのかという辺りが難しいかもし

	れないけれども、その辺をなるべく少し整理して。制度は構造で入れていいのですか。制度がいろいろ残っているのが問題だろうと思いますので。 では、山田さんお願いします。
山田委員	今、私が制度と言ったのは、例えば保育園は原則平日しか利用できない制度があると、いわゆる土日に働く人は利用できないとか、そういう前提になっているから困った人が出てくるとか、シングルマザー等で夜とか土日に働く人は困ってしまうとか。私は環境は分からないのですけれども、そういういわゆる具体的な制度ですよ。だからLGBT関係に関しても、いわゆる同性の結婚ができない制度はあるから、それを直すかどうかはともかくとして、制度があるから偏見・差別が助長されるようになっていったように、困難が生じるといった、いわゆる意識とはまた別の次元にある制度を想定していたのです。あと正規職と非正規職があるとか、なかなか非正規から正規になれないといったことを念頭に置いて発言いたしました。 私は、具体的にいえばそういったものです。
村松会長	分かりました。大きな構造というよりは、構造が表れたものとしての具体的な制度に幾つか問題があるみたいな、全てを網羅できないにしてもこういう問題もあるという形で、それがあつたためにこういう意識が助長されていると。婚姻制度そのものが問題になっているわけですから、その辺のことを書き込む。 ですから区としてできることが限られているかもしれないけれども、まず全体にそういうことがあることを振っておいて、その上で区にできることを考えていくためにも個別の課題に入っていく。そんな答申の書き方の構造としてどうでしょうか。やはりそこに触れるべきだとは確かに思いますので、そんな形で対応させていただきます。また次回にその辺を含めて案を出していきたいと思いますのでよろしいですか。 ありがとうございました。では「すべての課題に通ずる問題意識」の書き方について少し補足していくということで、個別のところでも人権、あるいは共通するところでも②の性的マイノリティの問題なのかは、この書き方でいいですか。三戸さん辺り、何かありますか。
三戸委員	性的マイノリティについても構造上の問題はあると思っておりまして、性的マイノリティなど多様性への理解不足、偏見や差別が根強くあることや、既存の制度の中で包摂されておらず困難を被っている人たちがいるみたいな形で書いていただくのいいのかなと思ひながら、文章についてはブラッシュアップしたいと思ひます。ただ構造上、包摂されていなくて不利益を被っている人もいるところは、入れておいてもいいかなと思ひます。
村松会長	まさに制度があり、構造があるからそういう形になって表れてきているというこの連環を、どのように切り分けて書くか、一括して書くのか辺りですね。分かりました。ありがとうございます。では時間も限られていますのでここについてはそういう方向で、また次回案を出していきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。 さっきご説明いただきましたけど、個別の課題のところでも4ページの人権について何かご意見はありますか。現状の課題と書いたもので、方策が出てきた形になっているかなと思ひます。 では、またもっと後で出てきたら戻つても構わないことにして一応次に進みたいと思ひます。これは1つずつ説明していくのでしたか。では課題の②「教育」について、お願いします。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長	では、引き続き「教育」の課題についてご説明させていただきます。5ページを御覧いただけますでしょうか。まずこちらの方向性について、先にご説明させていただきます。「誰もがジェンダー平等を学び、理解し、行動できる杉並であるために」という方向性について書かせていただいております。 これまでの審議で学校の校長、副校長の性別構成が児童・生徒の性別役割意識に影響を与えることがあるといったご意見を反映し、課題に記載してございます。それを受け教員自身の性別役割分担意識を変えていくための取組や、女性が管理職を

	目指していくための職場環境の整備など、方策に該当するご意見を頂いていると記載してございます。 また新規の意見といたしましてジェンダー教育やキャリア教育についてのご意見がございましたので、それを課題と方策にそれぞれ記載していくところでございます。全体に通ずる問題意識に関連してきますけれども、困り事を抱える子どもたちの相談の場の整備についても方策に記載しているところでございます。 以上、課題とそれを解消する方向性、方向性から見いだされる方策について改めてご審議のほどお願いいたします。
村松会長	ありがとうございます。具体的なレベルになってきましたので、この書きぶりについてご意見がありましたらお願いいたします。
三戸委員	課題と方策に、課題としては性的マイノリティの子どもも安全に過ごせる学校づくりを行うことを入れていただきたいと思います。やはり学校の中でLGBTQの子どもたちはなかなか困りやすい現状があると思うので、その点についても明記していただきたいと思います。方策としてはやはり性的マイノリティについて教員が知る機会を作るとか、相談しやすい環境を作ることを入れていただきたいと思います。
村松会長	具体的なところをありがとうございました。 ほかに、何かございますでしょうか。
藤岡委員	教育ではないかもしれないのですが、前回とか前々回とかも申し上げたとおり未就学児のジェンダー教育といいますか、まだ学校に通っていない子どもたちも、やはり男の子は青色、女の子は赤色みたいな形でジェンダーの再生産みたいなのが行われるのを課題に感じているのですけれども、こういったものはこの教育に入るのでしょうか。それとも、人権のところに入ると考えられているのでしょうか。 事務局にお伺いしたいです。
区民生活部男女共同参画担当課長	事務局は皆様のご意見を整理しておりますので、逆に皆様のほうでここではないと言っていただければ資料が変わっていく形になります。
村松会長	でも、入れるとしたらやはり教育かな。だから教育を幅広く取って、学校だけではなくて幼稚園を含む未就学児とか。あるいは、社会教育の話も含めるかどうかですよね。
藤岡委員	この教育で想起されるのが多分小学校とか中学校とかそういった形になってしまうので、もちろんここで含められればいいなと思っていますし、あとは児童館とかそういったところでもやはりジェンダーの再生産は行われると思うので、そういったことも想起できる書きぶりにできるといいなとは思っているのですが、いかがでしょうか。
村松会長	いかがでしょうか、と問いかけを頂きました。教育をかなり広く取りますか。
区民生活部男女共同参画担当課長	事務局から１点だけ補足させていただきますでしょうか。 未就学児からの教育は、人権教育というジャンルで横山委員から何度か審議会の中でご意見を頂いておりました。それで人権のところの右側の、方策の一番上の「幼少期から成人期まで」という表現の中に、横山委員のご意見という形で学校教員に限らず未就学から社会教育までの教育の必要性というところを、人権教育の分野として入れさせて頂いてはおりますが、それとはまた違う形で教育の分野に入れるということであれば、そのような整理で資料をお出しさせていただきますので、そちらの整理を頂ければと思います。
藤岡委員	何度もすみません。ありがとうございます。 人権教育は人権の部分で入れていただいているのはすごくいいなと思ったのですが、いわゆる講座とか授業とかそういった形ではなくて無意識に、例えばスタッフの方とか職員の方から言われたりとか感じたりすることがあると思うので、そういう意味でいうとまた別の立てつけのほうがいいかなと思ったのですが、いかがでしょうか。
岩田委員	藤岡委員の意見に賛成でございます。

	私はイメージが狭いのですが、児童館において講義するわけではなくて遊ぶメニューを考えると、教材というか、それに当たるのが絵本ですね。ジェンダーに配慮した、セクシャルマイノリティに配慮した絵本を取りそろえとか、それでスタッフも学んで実際に児童に接してもらおう。そういうことは人権教育という人権の分野に入るものではなくて、広い教育の分野で実際にやるべきこと。またご案内のとおり児童館の運営でしたら区がまさにやれることでありますので、実効性のある具体的な方策を入れていけるのではないかなと思っております。 以上です。
村松会長	そうしましたら、今ご意見が出てきているのは教育のところをまさに未就学児から、学校教育制度だけではなくてその前も後も視野に入れて、そして恐らく積極的な人権教育ではなくて、教育の課題に書いてあるように学校教育の現場において再生産されていることが問題だと。それに当たるのが学校教育だけではなくてほかでも起きているということで、教育の守備範囲を広げる方向でこの「教育」というところに入れていくのはいかがでしょうか。
櫻井委員	今2人がお話ししてくださったところが多分隠れたカリキュラムのところかなと思っていて、入れたほうがよいと思っています。 それでいうと、今、方向性の詳細の一番上に書いてあるのが「教員自身が固定的性別役割分担意識や無意識からの思い込み・偏見を持たない取組を行うこと」と、教員に対してだけになってしまっているの、この隠れたカリキュラムをしっかり発見していくところと、そこを解消していく取組を行うというもう1つがこの方向性に多分必要なのではないかなと、今のお2人のお話だったり、これまでの議論を入れていくと教員だけではないかなというので、もう1個追加したほうがよいかなと思いました。
村松会長	方策の1番に書いてあることも、隠れたカリキュラムに入っていることではあるのですよね。もっと広く扱っていいのだという感じですか。
櫻井委員	これだと教員が偏見を持たない取組を行うみたい、そういった先ほどの本のことだったり、いろいろ。これだと教員に対して研修をやればいいみたいなことだけになってしまうなと思っていて、そうではなくて学校の中にあるそういった隠れたカリキュラムだったり環境のことを含めて、全体的に見直していく必要があるというのは、この文章だけだと含まれないのかなと思っていて、そこもカバーしたほうがいいのではないかなということです。
村松会長	では隠れたカリキュラムという前には、「隠れた」だから正規のカリキュラムではない部分をいつているので、学校教育制度以外でも「隠れたカリキュラム」と使っているのかな。知らず知らずに教え込んでしまっていることだから、その辺をどういう扱いにするか。隠れたカリキュラムの話の全般がカバーする問題として書いて、その上で特に教員については積極的に研修していくみたい、具体的な方策につなげるみたい、整理の仕方かしら。つまり隠れたカリキュラムみたいな言葉を使って問題を指摘しておくということで、それについてみんな自覚してほしいということですね。
櫻井委員	多分この課題のところはさっきの幼稚園とか保育園を入れたり、学校教育というところを広く書き換えればよくて、私が言ったのはこの右側の方向性のところに教員に対する取組だけではなくて、そういった環境面によってステレオタイプを植え付けたりしてしまっているところがあるので、それも環境を見直していくところの文言の追加が必要なのではないかというところなんです。
村松会長	どのように整理するかですね。隠れたカリキュラムがあらゆる領域にまたがっている。
赤池委員	今の櫻井さんののに付け加えます。 環境とおっしゃっていたのだけれども、それは学校教育の中身の構造自体に差別とか性別役割分業を再生産する仕組みが埋め込まれていて、それが見えていないと。それが恐らく環境というか、可視化されない環境がそこにはあるということを理解していただける文言を加えて、その構造、環境でもいいでしょうけど、それを組み

	替えていく取組を行う方策が1つ盛り込まれてもいいのではないかと。 あともう1点なのですけれども、この「未来像を実現するための方策：教育」の方向性。「誰もがジェンダー平等を学び」、これはみんなが学ぶ行動を促すみたいな話なのですが、というよりも学べる環境を作ることではないか。誰もが「理解し」というのも、理解するの人も人によって様々ですし、中には理解したくない人もいるでしょうし、「理解を進め」とかそれくらいにとどめておくのがいいのかなと。 「行動できる」という文言が具体的にどういうことなのかが、いま一つ分かりづらいなと思いました。むしろ、教えていただければと思います。
区民生活部男女共同参画担当課長	その部分は事務局で皆様のご意見をまとめて文章にしたものですので、ご説明させていただきます。 もちろん表現は変わっていくものだと思いますが、考え方としてはジェンダー平等を学び、理解、認識するだけではなくて、それが教育などで問題視されている普段の行動や発言に出ること、それが学校教育の場で子どもたちに投影されていくというお話を捉えて、学ぶだけではなく、理解するだけではなく、それが行動や発言にも出ていくところまでを捉えたものですが、もちろん全体の考え方の変更によってここが変わってくるとは思います。
赤池委員	ジェンダー平等を進めるためにとか、不平等をなくすために行動するという意味なのですか。「できる」というのも、できる、できないみたいな話も違うのかなという気もしていて、その文言については私も考えてみたいと思います。
村松会長	やはり何か気がついたときにすぐ行動できるとか、女性がリーダーシップを持つてみるとかということを実践するとか、そういう行動なのではないかなと私は思いました。だから、さっき環境を作るという話だったから「学び、理解できる環境を作る」という言い方な感じですか。そして、それに伴って行動に。よくありますよね、気づいたときはすぐに「今のおかしいよ」とかと言うのだと。若いときはそれをしょっちゅう実践してしまっていて、うるさいやつと言われていたけど、小さなところからいけばそういうことなのではないかなと。 では、もう1回皆様のご意見を入れてここについても検討させていただきます。またよろしくお願いします。では、取りあえずそこまでの意見を頂いたので反映する形にして、次の課題に行きたいと思います。では、その次をお願いいたします。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長	そうしましたら、6ページの「働き方・エンパワメント」を御覧ください。先に、方向性をご紹介させていただきます。「誰もが仕事と生活の調和を図り、自分らしく働ける杉並であるために」、こちらを方向性としてございます。 こちらの課題につきましては、性別や雇用形態の違いにより給与や待遇に差が生じていることについて、この間ご意見を頂いてございました。また雇われている人だけでなく自ら事業を行っている方、フリーランスで働いている方。そうした方々のワークライフバランスについてもご意見がございましたので、課題についてまとめて記載してございます。また区役所自身が率先してジェンダー平等を実現することが必要といったご意見があったことから、課題と方策に記載しているということで、全体の構成としてまとめさせていただいております。
村松会長	ありがとうございました。この書きぶりについて、追加したほうがいいとか書き方を変えたほうがいいとかご意見がありましたらお願いします。 方策はみんながこのようにできたらいいということが書いてありますけど、実際にはこれをどうやってやっていくのだというところがまさに課題なのでしょう。
高見副会長	では、1つだけ。課題の4つ目に健康診断の話が書いてあって、方策も4つ目に健康格差という話がありますが、今回、今後の課題としてこの後「健康」を新しい項目で立てているので、どちらの課題になじむかなというのが私自身まだ十分理解はできていなかったの。重要な項目だと思います。
区民生活部男女共同参画担当課長	前回のテーマごとに区切った議論を頂く中で、この「働き方・エンパワメント」の中で出てきた課題でしたのでここに収容しておりますが、例えばこれを健康のほうにということであれば、そういった整理もできるかと思います。 恐らくこの議論の中で委員のどなたかから頂いたご意見が反映されている状態で

	すので、ご意向もあるかとは思いますが。
岩田委員	健康以外でもいいですか。 すみません。質問なのですけれども、1 番目の「性別や雇用形態の違いによって生じている給与や待遇の格差の是正」。その「状況の把握や改善に向けた取組を行うこと」が方策になっていますけど、果たして区でやり得ることはどれくらいあるのだろうか。把握、調査はできるのでしょうか、具体的に何か取り組めることはあるのかなと。行政でいえば厚労省とか、あと都がやられていると思うので、それより下の区で独自にやれることが何かあるのかなというのがある、もしあまりそういうところで方策がないのであれば、課題としてこういう大きなことを書かないほうがいいのかという気がしています。 失礼します。
村松会長	私がここの課題をどのように具体化するかが課題だと申し上げたのは、その種のことだと思うのですよね。ここまで書いてしまって区が困らないのかなと思ったところがありますけど、では放っておいていいかといったらそんなことはないので、少なくとも区の職員などについてはこの仕事、取組をやっていると思うので、それをもっと一般に広げることが可能か。それを指導していく形があり得るのかということだと思います。区としては、ここまで言って大丈夫ですか。
区民生活部長	実効性はともかくとして啓発や周知も大事な方策かと思います。
岩田委員	ご説明ありがとうございます。確かにそうですよね。例えば育児休業法などの導入などではごく一部の銀行とかが先行したのが 90 年代だったと思いますけれども、その際には国家公務員でかなり無理して導入して、その事例を民間に周知して啓発していくことをやっていたと思うので、こういうところでも区職員とか、あとは区が発注している業者について何らかの対応を要請して、入札のときの基準にすると、区の権限の及ぶ範囲でいろいろなことをやられて、そこでの事例を広報して啓発していく方策ならあり得るのかなと、今、勉強になりました。 賛同いたします。
村松会長	でも、やはり書くことによって何か考えなければいけないことになるので、なるべく書き込んだほうがいいのかという気はします。ありがとうございます。 ほかには何かありますか。
山田委員	細かいところなのですけれども、私が何度も言うようにハラスメントは領域がどんどん拡大しているので、職場だけで書き込むのいいかというのは1つあるのと、あと事業者に向けて啓発というか、事業者だけの問題でもないです。もちろん従業員もそうですし、今カスハラみたいな形でカスタマーからのハラスメントもありますので。これだと事業者だけ注意すればいいのかなみたいな書き方なので、工夫していただければと思います。取りあえず、そこをお願いします。
村松会長	ハラスメントの問題は、度々あちこちで議論が出ていると思います。
区民生活部男女共同参画担当課長	事務局から1点補足させていただきます。ハラスメントについてはいろいろなジャンルでご指摘がございましたので、一応課題①の人権の左側の「今後の課題」の丸4つ目のところに、職場に限らずビジネスや、また学校とか幅広い範囲でのハラスメントの存在を認識するという形で補足し、また職場においてもご発言がありましたので、2か所でハラスメントについては言及しているところです。 後ほど「困難」でも出てまいりますので、もし整理するということであればまたそちらでもご議論いただけることかと思いますが、ハラスメントについては割と多領域で言及している部分ではございます。 ありがとうございました。
村松会長	ありがとうございました。あちこちで出てきていたなと思ったので、やはり入っているのですね。 山田さん、いかがでしょうか。
山田委員	了解しました。
岩田委員	今の課長の説明、よく分かりました。人権のところに入れたらいいと、広く書けばいいと思いました。山田委員がおっしゃっていたカスハラ、サービスを利用する

	人とか購入する人によるハラスメントも『暮らす』『学ぶ』『働く』のほかに明示的にジャンルとして挙げるほうがいいのかなと。都条例も施行されたばかりですので、それとの連動とか意識されるのかも分かりませんが、それも社会的な機運が高まり、制度も整ってきているところですので、考えてもいいのかなと思いました。 ありがとうございます。
村松会長	度々ここで議論になるカスタマーハラスメントみたいな言葉を、どこかに追加するかですね。入れられるかどうかというところで、考えていきましょう。 ほかに今、「働き方」のところではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
赤池委員	6 ページの方策の詳細の上から 2 番目の「働き方にかかわらず」というところなのですが、これは可能性を示しているわけで、「誰もが能力を十分に発揮できやりがいを持って働けるとともに」のほうがいいのかなと思いました。 以上です。
村松会長	表現の問題ですね。
赤池委員	そうです。
村松会長	「できるよう」で受けているからいいのか。
赤池委員	細かくてすみません。
村松会長	「働ける」にするかですね。
岩橋委員	「働き方にかかわらず」と言ってしまうと、今現在の置かれた中で少しでも能力を発揮できればいいという感じになってしまうからということですね。違いますか。
赤池委員	そこに関連するならば、岩橋さんが今おっしゃっているようにこれはどちらにも取れますよね。働き方がそもそも不平等である。その不平等を肯定した上で「十分に発揮できやりがいを持って働く」とも取れて、別に最初の「働き方にかかわらず」というのは私も要らないのかなと思いました。
区民生活部男女共同参画担当課長	分かりました。一応記載した事務局から補足の説明をさせていただきます。 必ずしも左と右が対になっているわけではありませんが、左側の今後の課題のご発言の中で方策に相当する内容を頂いた場合、右側に書いているという形もあります。左側の「雇われている人、雇われていない人」はこれまでご議論があった、例えば山田委員から、いわゆる管理職とか、あとはコンビニの店主さんとか自営業であるとか、フリーランスであるとか、そういった方も含めてワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和を図れることが大事ではないかのご指摘があった中で、それは私どもでこの「働き方にかかわらず」という表現にしたことそのものがそれを表せていないということだと思いますが、意図的にはいろいろな働き方をしている方をうまく包括できる表現があれば、どのような働き方をされている方でもという意味合いでお言葉があればというところでございます。 書き方が悪くて、失礼いたしました。
村松会長	書きぶりについて、何かお知恵はありますか。多様な働き方。幾つか雇用者、自営業者「など」という形で。「など、働き方にかかわらず」みたいな感じで少し具体的に挙げると何を見据えるかが分かりやすくなるのではないのでしょうか。その辺の解決では駄目ですか。それで検討してみてください。 健康診断は、後の「健康」のところでもう 1 回見ましょう。
区民生活部男女共同参画担当課長	逆に、この場でご議論いただければ。表現について、フリーランスとか自営業とかという辺りもご整理いただけると。
村松会長	したほうがいいですか。 私が提案したのが、「雇用者、自営業者、フリーランスなど働き方にかかわらず」みたいな、そこに具体例を入れることによって働き方が何を指しているかが分かるかなと思ったのですが、それでも。それでは駄目でしょうかという妥協案なのですが、いかがでしょうか。 ほかに名案があったら、ぜひお願いします。岩田さん、お願いします。
岩田委員	副会長がお得意ではないかなと思うのですが、会長がおっしゃったやつだといわ

	ゆる就業形態の分類になるので、就業形態の中でいえばやはり正規、非正規ですね。特に非正規もいろいろ多様化しているので、そういう人。正社員とはいえ派遣労働者もいたりしてという、働き方といえばまず就業形態がいっぱいあるというのがあります。 そして、また山田委員が前回までおっしゃっていたように、管理職の問題とか平社員の問題というのは、職階によってどのくらい責任を負ってばりばり働いているのかという問題もあると思うのですよね。働くポジション、あとは短時間労働者なのかそうではないのか。働き方という、代表的なところでもそのくらいいろいろあって、それぞれについて、私の感覚でもあるのですが、必ずしも今の働き方に皆さんが望んで就いているわけではないし、そこで満足できているわけでもないのです。それゆえに今の「働き方にかかわらず」満足しろとかサポートしろと取られないかといった、岩橋委員の先ほどのご意見なども私も気になったところではあるのです。 例えばいろいろな概念、次元の違う働き方をばっと幾つか並べて「など」にすると、みんながみんなということで問題が抽象化されて、今事務局でまとめた意図を1つの方向性、方策にまとめる上で「働き方にかかわらず」と入れて、そんなに誤解が生じないのかなという気がしました。 抜けがあつたりするかもしれませんが、すみません。
村松会長	さっき私は自営業者とかそういう具体的な言い方をしましたが、就業形態、労働時間、そういう抽象的な言葉に。そういうことにかかわらず、みたいな書きぶりは駄目ですか。高見さん。
区民生活部男女共同参画担当課長	もしくはこの表現ごと取ってしまう形で、「誰もが」からで包摂する表現もあり得るかなとは思います。
高見副会長	私も今、岩田委員のお話をお伺いして、これは確かに例示し出すと結構切りがないというところもあって、この「働き方にかかわらず」というところ、伝わらないということであればここは取ってしまい、結局伝えたいことは「誰もが」ということが伝えたいメッセージなので、そこでまとめるというのが1つあり得る方向かなと考えたところです。
村松会長	その辺はどうでしょう。ご意見があつたら、助け船を出してください。取ってしまいますか。 皆さん、「うん」とおっしゃっている方が多いみたい。では、もうここは「誰もが」で十分という形で行きましょうか。 では、今のところ方策の2番目の「働き方にかかわらず」という文言を取って、「誰もが」から始めるということが今のところの案になっていますので、取りあえずそれでいきたいと思います。 それ以外のことで何かございますでしょうか。区取組のことが一番最後になって。先ほども区から始まってそれをもっと広げていく方向と言ったのだけど、やはり区は順序として最後ですか。そのほうが落ち着きはいいいのかもしれないですね。では、今のところ順序もこれで行きたいと思います。これが最終ではないので、今日いろいろご意見を伺った上でまた次の文言を入れていきたいと思っていますので、ほかになければ次に行かせていただいてよろしいでしょうか。 では、その次の「地域」という課題についてお願いします。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長	それでは、7ページの今後の課題「地域」というところを御覧ください。先に方向性をご説明させていただきます。「誰もが地域において平等に暮らし、活動し、助け合える杉並であるために」という方向性を記載しております。 これまでのご議論につきましては、町会・自治会において女性や若い世代がつながりやすくなる取組が必要。それから災害時の避難所において、誰もが安心・安全に過ごすための取組が必要である。そのほか多様性、ケアなど様々なご意見があったことを踏まえ、そちらをまとめた形で課題と方策に落とし込ませていただいております。

	すみません。簡単ですが以上でございます。
村松会長	ありがとうございました。また、ここについてご意見がありましたらお願いいたします。
藤岡委員	3点あります。課題の3つ目なのですが、「支援から取りこぼされる」だけではなくて災害時や避難時は性暴力が増加することもあると思うので、どのように入れるかは検討したいと思いますけれども、「性暴力とかそういった被害に遭わない安全な地域になる」といった表現が盛り込まれるのいいのかなと思いました。 4つ目の丸の「医療や福祉などのケア」は、前の部分でもありましたけれども、ここは健康のところにもかかってくるのかなと思うので、「地域」の課題分野に書かなくてもいいのかなと思いました。一番最後の「育児、家事、介護などのケア」なのだけれども、ここもこの課題分野として取り上げるべきなのか。もう少し大きな課題のような気がしていて、もう少し適切なところがないかなと思いました。 すみません。提案があまりできないのですけれども、以上です。
村松会長	ありがとうございました。 では「地域」に関しては、災害時に関する性暴力の問題は確かにそうですね。健康に絡むところをどのように整理するかを、最後の課題の「健康」と、それからあちこちに出てくる健康をどのように整理するかという観点からの整理が、もう1回必要なかもしれないと思います。 最後の「育児、家事」、ここは「社会全体で担うもの」というところで「地域」になってきているのかしら。その位置づけは事務局でお願いします。
区民生活部男女共同参画担当課長	補足させていただきます。 基本的には前回の第5回審議会のときに、5つのテーマについて資料をご説明した後、そのテーマについて皆様にご議論いただきました。「地域」のご議論のときにこの内容が出てきたということで、ここに入っております。
村松会長	地域社会そのものが変わらなければいけないという形でここに入っている。ここできなかったら、どこですか。
区民生活部男女共同参画担当課長	もう1点、補足させていただきます。医療については、三戸委員からの医療分野の家族としてのお付き添いに関するご発言に基づいて、その前からも文脈としてあったものとしてここに入っています。いわゆる地域の制度やサポートの包摂という文脈で、頂いたご発言がもとになっていると考えております。
村松会長	右の施策が「安心できる地域であるよう」という形になっているので、ここに入っているということですね。三戸さん、お願いします。
三戸委員	前回「地域」のところでお話しさせていただいたかと思うのですけれども、「健康」というテーマが新しくできたのであれば、そちらに組み込んでもいいかなと思っております。
村松会長	その辺を、どのように整理するか。でも、どちらかの視点から見てもというところで、課題のところで若干重複があってもいいのではないのかという気もしますけど。では、その辺は「健康」のところでもう1回考えると同時に、もう1回私どもでも整理したいと思います。 では「育児、家事、介護」のところはどうですか。「社会全体で担う」のところが肝心なので。何かありますか。まとめ方の。包括的に広い受け皿として、やはり地域社会という問題として取り上げるということですか。
岩橋委員	別の話になってしまうのですが、地域といったときに「町会や自治会など」、「諸団体」と書いてあるのですけれども、ある意味では政治活動に近いのかもしれないけど、いわゆる町会、自治会ではない自主的な市民参加という形で、それこそ環境情報館も消費者センターも女の人たちが作ってきた実績があるわけですね。男女平等推進センターもその延長上というかその線上にあるはずで、そして、その各地域にある地域区民センターもやはり運営協議会は区民が担っているわけで、結構いろいろな活動がこの間なされてきて、趣味であってもやはりそこがそれぞれ安心してお互いに交流して情報交換し合っているという場になっていて。だから社会教育の場になっているのですけど、社会教育センターだけが社会教育を担っているわけでは

	ないというのが、まさしく杉並のこの70年間の現状だと思うのです。 それが反映される表現ができないかなと自分で文章は思いつかないのですが、ぜひそれを入れてほしいと思います。
村松会長	市民団体とかNGOとか、それを課題として。やはりそこが男性主導であってはまずいということなのでしょうけど。
岩橋委員	男性主導は、初めからないです。
村松会長	女性が中心のことが多い。ここに市民団体みたいなことを入れるのか。頭を受けて「町会や自治会など地域を形成している諸団体」となっているので、ここをもう少し広げる言葉が欲しいということですよ。
区民生活部男女共同参画担当課長	補足させていただきます。 こちらは山田委員に割と初回のほうからずっとお話しいただいている部分を捉えておりますので、もし文脈的にここに入るものであればということもありますが、もし内容的に方向性が異なるということであれば、新しい文脈で1項目増やしていただくこともあるかとは思っていますので、その部分のご整理も必要かなと思っております。
櫻井委員	一番上のところで「諸団体にジェンダー平等意識が浸透し、地方から移動してきた女性や若い世代が地域に繋がりやすくなる取組が必要」というところで、確かに地方の話は出ていたなと思いつつ、杉並区は地方から来る女性や若者が多いのだったかと今思ってしまうと、ここに「地方から移動してきた」と入れる必要があるのかなというのと、あと恐らく今おっしゃってくださったのはもしかしたら別立てで入れたほうがよいのかなとは思いました。 なので特設課題として地方から来ている若い人とか女性がたくさんいるのだけでも、そういった人たちが地域にアクセスできていない課題があるのであれば入れる。けれどもそうではなくて、若い人とか女性が地域に参画できていない課題であれば取ってしまうとよいのかなと思いました。
村松会長	東京が全体として引き受けているところはあるので、それが区に下ろしたときにどうかということですよ。
櫻井委員	そうです。多分いきなりここに「地方から」と出てきたときに、杉並区特有のそういうのはあるのだったかみたいなのが。大学とか結構あったりすると地方から来た子たちは多いと思うのですが、ここは丁寧に説明する感じでなければ取ってしまうとよいのかなと思いました。
山田委員	ご意見に賛同します。 もちろん私が発言したときは地方から都会に移動する理由が地元の女性差別で、そして地方に関わらなくて済むというところを強調した発言だったのですが、東京に住み続けている人で、杉並区に住み続けている人であっても、若い人は地域に関わらないのは同じだと思いますので、「地方から移動してきた」と入れる必要は別にないかなという気はします。 以上です。
村松会長	分かりました。ではここではこの文言は取ってしまうと、でもその問題は全然なくて大丈夫なのかな。別立てでもなくて大丈夫なのか、もう少し実態をちゃんと。地方からの流入人口とかは杉並区ではどうなのですか。分かるのですか。ほかの区に比べてとか、東京都全体に比べてとか。でも、区内の大学などを考えれば。
赤池委員	沿線に大学が結構あって。
村松会長	中央線沿線。
赤池委員	高円寺などは若者がいっぱいいますよね。早稲田のほうの大学とかに行く人は住んでいたりしますよね。高円寺とか、あと西武線沿線とか。だから若い人がいっぱいいるといったら、象徴的なまちということであればあるけれども、では区内全体でといった場合、中央線沿線になるとすごく地価が高いし、そんなに若い人は……。
村松会長	南にも大学はありますから。
区民生活部男女共同参画担当課長	こちらからも補足させていただきます。 今、会長がおっしゃったデータの存在を私自身が確認しているわけではないので

当課長	すけれども、第1回の審議会でお出した年齢別、性別人口分布のいわゆるピラミッドで、特別区は、杉並区もそうなのですが、比較的若年層人口は国の統計のピラミッド図に比べれば厚みがあると。その中でも杉並区は、理由は分からないのですが25歳から29歳のところでぴょんと飛び出しているところが特徴的な図の姿であり、それ自体の原因は確認できていないのですが、杉並区においても若年層の人口分布は国全体と比較すると比較的厚みがあるという事実がございますとご提示させていただきます。 それがここに1つの要因としてあるのかもしれませんが。ただ30歳以降また少し減っていくということがありますので、それとこれを必ずしも結びつけてということではございませんが、そういった事実のご提示は資料として一旦させていただきます。
高見副会長	今のご説明と、あと先ほど櫻井さんからもお話がありましたけど、私もこの「地方から移動してきた」というものに特にこだわらなくてもよいと思います。今、事務局からご説明があったように、杉並区は東京に流入してきた方を含め若い人が多いのは実態としてあると。だから特に「女性や若い世代が地域に繋がりやすくなる取組が必要」であって、そのためにどういうことをやるかという方策につなげていけばここはいいのかなと思いました。
櫻井委員	私もそう思いました。 先ほど岩橋さんがおっしゃっていた地域活動のところは、どういう文脈かによってはもしかしたら地域ではなくて取組の基盤の市民社会的な部分で行政だけではなくて地域団体というところ。これまでのそういったジェンダー平等だったりを担ってきた団体とともにみたいな文脈なのかなとも思っていて、もう少しどういった文脈かをお伺いできるとよいと思いました。
赤池委員	私も同じことを考えていました。 市民団体のバックアップ、支援という文脈で最後の男女平等推進センターの取組の中にそれを盛り込むのか。そもそもそういう市民活動団体として、様々な区のケアの団体であったり基盤になってきたのは事実です。男女平等に対して取り組む団体、今後はジェンダー平等を推進する団体の育成とっていいのかあれですけれども、そういう団体を増やしていったり支援していったりするにはどうすればいいかという課題が1つあるのは確かだと思います。ではそれをどこに入れるかは今後の議論というか、後の7番のお話を伺ってからでもいいのかなと思っています。
区民生活部男女共同参画担当課長	こちら事も事務局から補足させていただきます。 飛んでしまうのですが一旦10ページを御覧いただきまして、右側の箱の丸の3つ目の男女平等推進センターの記載のところにつきましては、2行目の最後のところで機能強化の一環として「地域団体との連携等」ということで表現はありますので、こちらの表現なのか、もしくは、また改めてなのかということもこの部分でご議論いただければと思います。ありがとうございました。
村松会長	ということです。ではその辺も、表現のことをもう1回最後のところで考えましょう。ありがとうございます。
三戸委員	細かいことなのですがすけれども、方策の上から3つ目の防災についてです。「地域の防災や災害に関する支援を誰もが受けられるよう、ジェンダー等性の多様性の視点から」としていただきたいと思っています。取りこぼされる人の中に性的マイノリティも結構いるということで、そういったことをぜひ啓発していただきたいと思っています。 もしかしたら「健康」に分類されるかもしれないのですがすけれども、4つ目の医療や福祉事業者に対する啓発について「多様性」としていただいているのですが、「性的マイノリティに関して」とかにしていただいたほうが、何を伝えたらいいのか結構はっきりするのではないかと思いますので、言葉を変えていただきたいと思っています。
村松会長	了解です。2か所、言葉の訂正と。方策の3つ目のところを、「ジェンダー等性の多様性の視点から」とする。

	それから位置づけをどうするかは別として、4番目としては「性的マイノリティなど」。
三戸委員	「など」でもいいです。「などに関する意識啓発に向けた取組を行うこと」。
村松会長	多様性が少し曖昧だということですね。ぜひその辺はご意見を参考にしたいと思っています。
櫻井委員	今三戸さんが言ってくださった2点目のところで、「意識啓発」だけでよいのかというところで、実際に言い方はさておきですけど、LGBTフレンドリーな医療機関を行政でまとめたりというところもあったりしていて、結局医療者側の意識啓発で研修とかしたとしても、当事者がちゃんとアクセスできる病院だったりまとめていたりとか、その先も必要なのではないかと思っていて、その辺りは三戸さんどうですか。
三戸委員	前回の審議会のときも少しお話ししたのですが、実際に世田谷区とかは福祉事業所向けに性的マイノリティに関する研修を行っていて、受講した事業所が表でまとめられていたりするのです。なので意識啓発していただいた上で、どの事業所が安全に使えるかを可視化させていくところまでやっていただけるとうれしいなと思っています。
村松会長	かなり具体的にできそうな方策なのではないかという気がします。医療や福祉事業者でその種のことがちゃんと啓発できているところをリストアップするとか、その種のことでですね。ありがとうございました。 「健康」のところをどう整理するかですね。先に「困難」をやってしまってから、もう1回「健康」のところで行きましょう。では、「困難」についてお願いします。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長	それでは、先に「困難」をご説明させていただきます。8ページを御覧ください。先に方向性について申し上げます。「誰もが地域で困難を抱える人に寄り添い、支援できる杉並であるために」、こちらが方向性でございます。 これまでのご議論でDV、貧困といった要素と、それが別の要素も加わって複合的な課題となるリスクについて多くのご意見を頂いているところです。また困難を抱える人が相談や支援につながるための取組についても、ご意見を頂いております。さらに新たな課題としてインターネット上で行われているハラスメントについても、解消しなければならぬ課題であるというご意見もございました。それらについて、こちらの「困難」のページで課題と方策をまとめているものでございます。
村松会長	ありがとうございます。「困難」は、「困難」というタイトルでいいですか。もう少し欲しい気もしますが、今までこれでやってきたのですが少し気になりました。皆さん、課題と方策にご意見がありましたらお願いします。デジタル領域、インターネットの話も入った。
藤岡委員	「困難」のところで情報発信や啓発とかはすごく重要だなと思うのですがけれども、一方で窓口ハラスメントという問題もあって、やはり手当の支給とかをするときには支給の厳密性が必要なので、そこに対して例えば「妊娠していますか」であったりとか、あとは「交際していますか」みたいなプライバシーに関わることを聞かれたということで、すごくショックを受けている方をお聞きしたりすることがあります。 杉並区ではこういった形になっているのか分からないのですがけれども、庁内連携の強化とか、あとは情報発信とか啓発にとどまるだけではなくて窓口の人の対応というのですか。その部分についても、ぜひ方策のところに入れていただければと思っています。 以上です。
村松会長	相談を受けるほうですね。取組だけではなくて、相談の受け方に関してプライバシーの侵害をしないとか。何か1個立てるのですか。
山田委員	ここの部署はメインではないかもしれませんが、今高齢社会になってひとり親というよりも一人暮らし高齢者の問題が多くなってきて、もちろん男性の孤立もあるのですが、一人暮らし女性の経済的困難などもあるので、ここの部署ではないと言われればないかもしれない。それは高齢福祉関係だといわれるかもしれませんが、あってもいいのかなと思いました。

	以上です。
村松会長	困難に関して高齢者福祉、一人暮らし高齢者なのか。あまり高齢者とは入っていないのかな。では、高齢者のことについて入れるかを検討させていただきますか。それから、さっきは窓口でのプライバシー侵害とか含めたハラスメント。そこでもハラスメントのことを1個立てる感じですかね。きっと課題にもそれを入れておかなければいけないですね。課題に入れて、そして具体的な方策としてそこをなくす啓発をしていかなければいけないとか、そういう話ですね。
赤池委員	今の山田先生の高齢の困難女性の話なのですが、それは私もこれまでも少しお伝えしてきたかと思うのですが、高齢といっても例えば 50 代とか就職氷河期の困難な女性とか。困難女性新法もできましたし、そこに関する文言は1つ立てたほうがいいのかと考えます。 以上です。
村松会長	就職氷河期世代の対応。いろいろなところで困難を抱えている人たちがいっぱいいますね。そういうことを具体的にもう少し盛り込みますか。ひとり親家庭、高齢者、就職氷河期世代。
高見副会長	今、赤池委員から氷河期の話を言われましたけど、これはジェンダー平等の答申を作るためのもので、もし世代の話をされるのであればジェンダーとの関係はどのように考えればいいのかをもう少し頂けますか。
赤池委員	就職氷河期は確かに別に女性にかかわらずですけど、これは山田先生のご専門だと思いますが、独身のかたが多いのですよね。それも男女にかかわらずですけど、どちらが多いのですか。就職氷河期の女性も結構独身率が高いというのがあるのではなかったかと記憶していますが、教えていただけると助かります。
村松会長	山田さん、就職氷河期とジェンダーの関連について補足していただけますか。
山田委員	もちろん、高見先生のほうがお詳しいと思いますけれども、私が問題にしているのはいわゆる 8050 とか 7040 問題のように、家族の中に隠れてしまっている人はなかなかというところで、やはり低収入で親と同居している人は女性が多く、一人暮らしの人は男性が多い傾向性がありますよね。先生がいわれたとおりこれはジェンダー問題と関わるか、ここで入れるのがいいかどうかはまた議論してもいいかなとは思いますが。
赤池委員	分かりました。今のですごくよく分かったのですが、たしか私も報告した際に表をお見せしたように、97 年くらいからは実質賃金下がっていますというデータなどもありまして、その頃から非正規雇用が増えまして、女性の非正規雇用がぐんぐんと上がっていったのも実際問題なので、そこはジェンダー問題なのではないかと。現在においても、非正規雇用は男性より女性が圧倒的に多いというところですね。今後はもっと困難を抱える人が増えてくるのではないかとすることは予想がつきますよね。という指摘もございます。 以上です。
村松会長	経済的なことに関して、やはりジェンダーが絡んでいるのだと思います。就職氷河期の扱い。女性は家族の中に隠れて男性が一人暮らしという傾向があるという話が、ジェンダーと絡んでいるというご説明がありました。高齢者の問題、課題としてはまだここに困難は多々あるということですね。どこまでを取り上げるかは時間もあれですので少し整理させていただいて、また次にご提案する形でいかがでしょうか。 よろしいですか。ありがとうございました。
三戸委員	今の流れとは別のあれなのですが、今後の課題⑤の「困難」を「複合的な困難」としてもいいのかなと思いました。 あと方向性なのですが、誰もが寄り添って支援できるはなかなか専門性が高くなる支援も多くあるので、どちらかというと「地域で困難を抱える人に寄り添い、支援できる杉並であるために」のほうがいいかなと思いました。 以上です。
村松会長	ありがとうございました。

	タイトルは「困難」だけでいいかなという気がしていたので、「複合的な困難」にすればかなりあれかな。ご提案ありがとうございます。 そして、今もう1つ方向性のところで、「誰もが」を取ればいいのか。でも、「困難を抱える人」。寄り添うのは誰かというのと、支援ができるかという、その辺ですね。そのところは、表現をもう1回工夫させていただきます。ありがとうございます。 では、それもまた宿題をいっぱい残していますけれども、「健康」はたくさん出ましたけど、もう1回「健康」としてのご説明をお願いできますか。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長	では、「健康」のページでよろしいでしょうか。では、9ページを御覧ください。こちらは先ほど来、新規で加えるかどうかというご発言も幾つかございましたけれども、一旦ここに書いてあるものについてご説明させていただきます。 方向性は、「誰もが健康で、自分らしく安心して過ごせる杉並であるために」と入れております。こちらは先ほど申し上げたとおり今回新たに加えた課題領域でございますけれども、前回の審議会で健康に関するご意見を頂いておりまして、そこで新たな課題として設けるのが適当ではないかというご意見がございまして加えているものでございます。内容につきましては誰もが健康でいるための取組、健康診断や検診についてご意見がありましたので、その点の課題と方策について記載しているものでございます。
村松会長	ありがとうございました。 今までこれを健康に移していてもいいのではないかとあったのが、「働き方」のところの健康診断の話が、今のところで。でも、そこでは働き方や雇用形態によってという話になったので、こちらでは。ダブっていてもいいのかな。この辺の整理の仕方についてご意見がある方がいたらお願いします。ここの方向性は、分かりやすくしていいみたいな気がします。
高見副会長	先ほど健康格差の話が「働き方」のところでありましたが、やはり健康格差を作らないことが目的にあるのだったら、ここかなというのがあるかなと。むしろ働き方によってというのはありますけれども、健康格差はもちろん働き方と雇用形態だけではなくて、いろいろな面で格差といわれていますので、そういう意味ではこちらに移すのがいいかなと改めて思ったという意見です。
村松会長	ありがとうございます。では、これは移してもいいのではないかというご意見がありました。あと、どこでしたか。最初のほうでなかったでしたか。「地域」の課題の4番目の医療ケア、そして方策としては地域で受けるように云々。「健康」に移しますか。 では、候補としてその2つを「健康」に移すかどうかをもう1回整理しましょうか。ここでご意見を伺って、確定しなくても大丈夫でしょう。お任せいただいて、整理する形でよろしいですか。 あとリプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、文言的なことでもう少し入れなくていいですか。
櫻井委員	本当は多分この「健康」のところがリプロダクティブ・ヘルス／ライツになれば、先ほどの「地域」の部分から「健康」に入れようといったところだったり、今の様々な部分が入られるのかなと思うのですが、トップがほかと少し変わってしまいますよね。
村松会長	カテゴリーが。
櫻井委員	そうなのです。でも、本当は少し入れたほうがよいなというところと、あと前回に出ていた、どう入れるかは難しいですけど性に関する教育だったりの部分が多分ここに抜け落ちてしまっているところはあると思うので、そこについても可能であれば言及したほうがよいのではないかと思います。
村松会長	包括的性教育とか。性教育の話は、「教育」のところでもあまり入っていないのでしたか。「教育」のところでも、人権だけになってしまっているのね。リプロダクティブ・ヘルス／ライツといわなくても、きちんとした性教育を全ての人が受けられるようにみたいな項目がまだ不十分であることを問題として入れておいてするかで

	すね。学校教育以外だってやるのですよね。
岩橋委員	でも、やはり学校教育でちゃんとやらないと。今日も午後杉女連で話をしてきたのですが、日本は性教育が進んでいたのにすごく弾圧というか、学校教育現場が本当に萎縮したままになっていることを、私たちは直接学校と関係していないので分からないので、世間の常識は「こうだよ」と思ってしまうのですが、やはり学校ではとても深刻な問題らしくて、「教育」のところに性教育をばっちり入れないといけないかなというのが1つ。 それから婦人科の医療が、生理の対応とかも小学生くらいからちゃんとやっているとあるというのが、情報としては知っているのだけれども、やはりそれを普遍的なものに。だから杉並の地域の事業として小さいときからちゃんと女の子は女の子の体にふさわしいというか、合っている医療ケアを受けられるというか。それから、避妊の問題も子どもの頃から学べるようにすることが大事なかなと思います。
藤岡委員	つながっているかもしれない、困難のところに入るかなと思って悩んでいるのですが、予期せぬ妊娠とかそういったこともあるかなと思っていて、そうしたときに相談窓口につながれたりとか、適切な支援が受けられるのもすごく重要だなと思っているので、どこかでそのワードは入れられるといいのかなと思いました。
村松会長	予期せぬ妊娠というテーマも出てきました。それから、女の子の体にふさわしい婦人科医療です。ジェンダー・スペシフィック・メディスンみたいなことにきちんと対応できるようにするという意味では、その種のことが必要だということですね。特に今もう「困難」なのか「健康」なのかということも考えないといけないかなと思いますけれども、それから新しい課題として出されていると受け止めました。
櫻井委員	さっきのSRHRのところでご提案なのですが、方向性にその要素を入れたらいいのではないかなと思って、今ジャストアイデアですけど、「誰もが自分の性と生殖に関する健康を決め、守ることができる杉並区であるために」みたいにするのと、さっきの意図しない妊娠の話ですとか、女性特有の疾患、ほかの健康も含め、そしてLGBTの医療のところも含め、全部包括できるようになるのかなと思うので、方向性にそういったものを入れていただいて、それで広く「健康」とするのはどうかと思いました。
岩橋委員	もう1回言って。
櫻井委員	「誰もが自分の性と生殖に関する健康を決め、守ることができる杉並であるために。」今ジャストアイデアでSRHRの要素を全部入れたのであれなのですが、そういった感じで傘のようにここに入れてしまうのはどうかと思いました。
村松会長	「健康」という領域の中で、方向性の中にそれを入れ込んでいく形ということね。
櫻井委員	方向性の趣旨としてSRHRの要素を入れていく。
村松会長	今ある「健康で」云々「自分らしく過ごせる」、それは重なっているかなと思う。「健康で」云々というところも取ってしまう。
櫻井委員	「誰もが自分の性と生殖に関する健康を決め、守る」みたいな感じ。今のこの「健康で」みたいな感じだと、どちらかというと所管の部として健康系の部のスローガンチックな感じがするので、SRHR、性と生殖というところを、ただ健康なだけではなくて性的指向、自認に関することとかも含めて、まるっとする形で入れてしまうのはどうかと。もう少しブラッシュアップできると思うのですが。
村松会長	現在は「健康」と広くいっているのですが、課題でも「誰もが健康でいられるための」云々とかと割に広く扱っていますよね。そこの兼ね合いをどうしますか。特定の疾病に関する検診とかという話もあるので、それも両方盛り込んだ形にできますか。だから今の「健康」で、特に性と生殖に関する健康。「健康、特に」だとかみたいに書く？
櫻井委員	私が言っているのが方向性のところの、右上の文言の。
村松会長	そうです。私もそこの話をしているのですが。「誰もが健康で」というところに修飾を入れてしまうと、狭くということはない。広い概念なのだけれども、今言っているほかの疾病などの話との関係はいいですか。

櫻井委員	でもこの性と生殖の、SRHRの中に女性特有の疾患ですとか、性的指向、自認に関することとか、性教育、サービスの問題とか、いろいろな権利も含めて入っているので、そういう形で捉えてしまうのはどうかというご提案です。
村松会長	ここに挙がっている課題などもみんな含んだ問題として考えられるということですか。
櫻井委員	そうです。
区民生活部男女共同参画担当課長	念のための確認なのですが、もちろん性別にかかわらず全ての人を包摂するというインクルーシブな概念だと思っていたので、女性に限定するわけではなく、男性ももちろん対象に入ると。性と生殖の権利の文言を入れる中で今、健康格差とかも働き方から出てきたり、医療と福祉も「地域」から持ってきたりするもので、そことの整合性をうまく図れる文言か、もしくは今「健康」へ持ってくるものが、また場所が変わったりとかいうこともあるのかなということで、申し上げさせていただけます。
櫻井委員	恐らくこの「健康」の部分は、女性の部分だけではなくてあらゆる人の健康なのかなと思っていて、そうなったときにSRHRの概念的なものが方向性として要素に入ったほうがよいのかなという趣旨でのご提案です。
村松会長	性と生殖の権利が広い概念ではあるのだけれども、ここで言っている健康を全部カバーするイメージにできるかと。課題の書きぶりなどもそうかもしれませんが、中の書きぶりだと思うのです。では、そもそも健康を入れましょうとなってきたのはSRHRの話からだったと思うので、性と生殖の健康、権利の話だっと思いますので、そこをもう少し色濃く出していく方向でまたご相談させてください。もう1回この書きぶりを少し変えていく方向で検討したいと思います。いいですか。そうしましたら、最後に7番かな。
赤池委員	前に戻ってしまっていていいですか。
村松会長	何番ですか。
赤池委員	5番です。
村松会長	困難。
赤池委員	先ほど藤岡さんがおっしゃっていたことを受けてなのですけども、1個前に戻って「困難」に行きますが、「性暴力」という言葉がデジタルに関することしかここに書いていないので。
区民生活部男女共同参画担当課長	右側に入っています。
赤池委員	「インターネット上で生じる性暴力」ですよ。ね。「などの多様な暴力」は。DVは一応ドメスティック・バイオレンスで、もっとあらゆる性暴力ということを含めたい。だから「困難」の左側の課題の上から2番目、これが「多様かつ複合的な困難が背景にあってDVを受けていたり」と。背景にあらうがなかろうがDVや性暴力は受けるときは受けますし、だから交差性の話をここに入れてくださっている視点は大事なのですけれども、それはそれでまた別立てに。これまでも三戸さんも交差性の話をたしかされていたと思うのですが、そういう複合的な困難があることによってさらに困難がしんどくなってしまうとどこかに一言入れていただくとありがたいかなと。それでこの2番目のDV、性暴力を受けていたり、それらの相談をためらったりする人々を受け止め、という流れではいかがかなと思いました。 あと、もう1個。右側の方策の詳細につきまして、相談につながる事が書いてあるのですけれども、暴力をなくすための取組を1つ入れていただいた方がいいのではないかと思います。 以上です。
区民生活部男女共同参画担当課長	それでは次回の整理もありますので、入れていただきたいというお話の部分はこの場の議論で次回答申の初案に盛り込むことになりますので、ご議論いただければと思います。

村松会長	だから入れてくれというご意見だったと思いますので、検討していくと。 では性暴力をとにかく「困難」のところで1回立てて。さっき途中で「地域」のところで性暴力という言葉を入れようとしてきたのですけれども、あちこちに出てくるかもしれないけど、「困難」のところで性暴力を1個立てる感じですか。あるいはDVと。さっきタイトルを「複合的な困難」にしてしまったのだけど、このDVを受けるという頭の前に多様化する複合的な困難が背景にあってという説明がついているのだけど、ここをどうするかですね。ここで広く性暴力、DVを含めて1個立てて。修飾語をつけないで性暴力、DVそれぞれがあると思うのですが、これがあるので上でも「複合的な困難」にしたらどうかとご提案が出てきたのですが、どうですか。
高見副会長	確かに今、委員がおっしゃったように性暴力をここに入れるのであれば、「困難」の上から2つ目のところですよ。だから今、DVだけになっていますが、この「多様かつ複合的な困難が背景にあって」という修飾語がついていて、結局DVとか性暴力は別に背景がどうこうではなくて、こういうものに対して課題があって相談体制や根絶という方向に行くわけであって、最初の修飾語は要らなくて、「DVと性暴力」と立てるのは1つあり得る方向かなと思います。
村松会長	いかがでしょう。よろしいですか。では今のご提案の方向で、背景までは書かなくても上のタイトルは「複合的な困難」でいいのではないかと思いますけれども、背景がまさに様々だけど性暴力とDVを並べて1個の課題として取り上げる感じにしましょう。 「健康」のところの整理。8時10分。いろいろご意見を頂きました。もう1回整理して。区はそんなことを言われても困る。今たくさん出たご意見を一緒に相談しましょう。もう1回整理して、今度の初案に入れ込んでいくということによろしいでしょうか。もう少し議論を進めておいてくれなければ困りますか？
区民生活部男女共同参画担当課長	一旦こちらでも整理するといいますか、次回答申初案と伺っておりましたので、頂いたご意見を盛り込む形で整理させていただくことになると思います。それでは、また審議会にご相談させていただきたいと思います。
村松会長	まだ整理しなければいけないところがあると思います。
横山委員	元に戻りますけど補足で。5ページの「教育」の「方向性から考える方策」で、1行目に「教員自身」という言葉があります。ただ杉並区もそうですけれども、今クラブ活動とか授業は外部の指導者がいっぱい入り込んできているのです。これからますます増えると思いますので、ここは「教員自身」ではなくて「教員や外部指導者自身が」と。「外部指導者」という言葉を入れたほうがいいと思います。 以上です。
村松会長	ありがとうございます。「外部指導者」という言葉が一般的なのですか。教育に関わる人。アドバイザーとか、いろいろいますよね。それはみんな「外部指導者」。指導者とは限らないのだと思うのですが、支援する人もいますよね。 ご趣旨は、教育に関わるみんなが対象にならなければいけないということですよ。ありがとうございます。 まだ⑦も考えなければいけないので。最後に⑦が新しく加わりました。「取組の基盤」、ここをお願いします。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長	では、最終の10ページを御覧ください。「取組の基盤」についてでございます。こちらの方向性につきましては「区が課題を解消し、ジェンダー平等の実現に向けて取り組める体制であるために」と記載してございます。 こちらに記載してあるもののうちジェンダー主流化そのものは大きな取組として、全体に通ずる考え方として整理しているものだと思いますので、こちらの記載はジェンダー主流化を推進するための体制、それから条例、さらに男女平等推進センターについて。これらを取組の基盤と考え、3つ記載させていただいているものでございます。この後それぞれの具体的な内容について、事務局からまた改めて次のターンでご説明させていただければと思います。
高見副会長	ありがとうございます。代理で進行いたします。今の「取組の基盤」について、

	皆様のご意見はございますでしょうか。
区民生活部男女共同参画担当課長	もしよろしければこの主流化、センター等について皆様にも資料をご配付させていただいておりますが、そちらのご説明を簡単にさせていただくこともできますが。
高見副会長	よろしいですか。では、そのような形で説明を頂けると。
区民生活部男女共同参画担当課長	では、ジェンダー主流化の資料を私からできるだけ簡単にご説明させていただきたいと思います。お手元の資料5を御覧いただけますでしょうか。ジェンダー視点の主流化については定義という形で様々な文言がございますので、国内で推進していらっしゃる自治体の資料を、幾つか具体的に事例の紹介という形でまとめさせていただきました。 1ページおめくりください。まず『ジェンダー視点の主流化』とは」というところで、ここの部分は、定義や概念の整理というところで、日本女性学習財団さんのホームページにまとめた説明がございましたので、そちらの記載をさせていただいております。これをベースとした形で各自自治体さんも各種ホームページ等で少しずつ違った表現や、アプローチを変えていらっしゃるようになるかと思います。 その他の事例について、簡単にご紹介させていただきます。3ページ目を御覧ください。3ページ以降は国土交通省、神奈川県、埼玉県、兵庫県豊岡市の事例を紹介しております、まずこちらは国土交通省でございます。国土交通省は、ジェンダー主流化をとらまえた取組を今進めております。具体的な取組の中で、下のほうに書いてありますけれども、ジェンダー主流化の取組を推進するべく若手・中堅女性職員による懇談会を開催したと書いてありまして、こちらのホームページに記載の具体的な事例についてご紹介させていただきますと、こちらの中で国土交通分野のジェンダー主流化の視点として、交通やまちづくりの課題について話されて、女性専用車両の在り方や子育て支援の観点からの交通の利便性の向上に関して、50以上のアイデアがこちらで出されて、それを検討しているということが国土交通省では行われているということです。 国土交通省のジェンダー主流化の捉え方ということでは、3ページ目の上の下線の部分です。『ジェンダー主流化』とは」と書いてある部分に、国土交通省がホームページに記載しているジェンダー主流化の表現がございます。 続きまして4ページ、神奈川県の事例となります。神奈川県では令和5年、2023年からの5年間を計画期間とした第5次かながわ男女共同参画推進プランを進めていらっしゃるしまして、基本目標にジェンダー平等を掲げて、このプランに基づいて「すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会」の実現を目指すとなっております。 神奈川県は「ジェンダー主流化」という文言を用いております。神奈川県の主流化の考え方については、枠線で囲んだ中に表記されています。神奈川県のプランにおきましては、中ほどにありますようにプランの重要目標の5点目の「推進体制の整備・強化」という部分で、「ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進」に焦点を持っております。こちらはジェンダーの視点を持って施策に取り組むに当たっては、男女の置かれている状況を把握するため可能な限り男女別にデータを把握するジェンダー統計の重要性に触れているというものです。詳しくはホームページのURLの記載も併記しておりますので、改めて御覧いただければと思います。 続きまして、埼玉県の事例をご紹介します。5ページを御覧ください。埼玉県でも文言は「ジェンダー主流化」を用いております、そちらの主流化の考え方についても枠線の中で表記しております。埼玉県については知事がリーダーシップを取った形で会見等をされていらっしゃるしますので、その記者会見についても1ページに表記しておりますが、埼玉県におきましては令和5年度にモデル事業を5つ選定して試行するアプローチを取っております。 その詳細につきましては、めくっていただきまして8ページを御覧いただければと思います。こちらは災害分野におけるジェンダー課題というところで、ジェンダー課題は地域の防災会議や避難所の体制においてもよくいわれるところではござい

	ますが、例えばこの資料ではジェンダー視点から見た現状ということで、避難所における性被害等のリスクを取り上げております。市町村へのアンケートやヒアリングからジェンダー視点導入の課題を見だし、こういった課題分析やデータをもちましてジェンダー視点を取り入れた施策に関する予算、いわゆるジェンダー予算に反映する流れをこの1枚の中で表現しているというところで、今後の参考事例になるものと考えております。 併せて埼玉県の取組に関しては、11 ページを御覧いただきたいと思います。こちらはジェンダー主流化の全庁展開と併せて、これは県の取組ですので県から市町村への展開、それから企業等事業者への展開までを視野に入れているというところで、県政から人々の生活に直結する部分、職場などでのジェンダー主流化の広がりを見据えている点で参考になるかと思えます。 最後に 12 ページは簡単な紹介となっておりますが、こちらは兵庫県豊岡市の事例でございます。豊岡市につきましてはテレビなどでも多く紹介されている先進的な事例といわれておりまして、豊岡市では「ジェンダー視点の主流化」を用いております。その表現については枠線の中に記載しております。 豊岡市では 2021 年から 10 年間を計画期間とする豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略を進めております。その目指す姿は「固定的な性別役割分担を前提とした仕組みや慣習が見直され、お互いを尊重し支え合いながら、いきいきと暮らしている」状態を定めて、職場、家庭、地域、学校等を含めたまち全体のジェンダーギャップの解消に向けた取組を進める形で情報を発信されています。この資料にはございませんが、ほかにも本年 4 月に発表された豊島区の基本構想では、その理念 1 としてジェンダー平等の実現を掲げて、あらゆる施策においてジェンダー平等の視点を意識することが明記されるなど、自治体におけるジェンダー平等の実現を目指したジェンダー視点の主流化の取組が今後一層広まるのではないかと私どもは考えるところでございます。 こちらの資料は、以上のようにジェンダー視点の主流化の取り組み方については多様なアプローチがあるというご紹介となります。ご説明は以上となります。
村松会長	ありがとうございました。 まず、言葉遣いをどうするかですね。豊岡が「ジェンダー視点の主流化」という言葉を使っているそうですけれども、その辺に何かご意見はありますか。「ジェンダー主流化」で行くのか、前に山田さんからご提案があった「ジェンダー視点の主流化」のほうがいいのではないかと。そこについて何かご意見はありますか。私も「ジェンダー視点の主流化」といったほうが明確かなという気はしますけれども。 ではそれも合わせて、それ以外でもこのジェンダー主流化に関して何かご意見があったら。ジェンダー主流化のことをいろいろ櫻井さんが主張してくださっていたと思うけれども、何かご意見があったら。補足意見とか。
櫻井委員	特にここに書かれていることで修正等はないのですが、先ほどおっしゃっていたこれをやるに当たっての区民のところの、今、地域団体と連携していくとありましたけれども、いろいろな地域でやはり地域の団体が高齢化していたり、担い手不足だったりということも課題があるかなと思っていて、そういうところは杉並区でもしあるのであれば。 地域団体と連携機能強化を図るとありますが、そもそもその先が問題を抱えていたりもするかなというところはあったので、その辺りの市民社会とか地域の団体の強化みたいなのは盛り込まなくていいかというところは気になったので、その辺りでもし杉並区の課題等があったら伺えると、さっきのお話に通ずるかなと思いました。
村松会長	さっきも課題がありましたよね。話があちこち行っているところかな。まずは今のジェンダー主流化のところで、ジェンダー主流化の定義そのものはこれでいいですか。それを方策の中でどのようにしていくか、というところの議論かなと思いますけれども。
高見副会長	今、櫻井さんからお話があって、結局このジェンダー主流化、ジェンダー視点の

	主流化というかは議論がありますが、この答申にこういう言葉を使って入れ込んでいくかというところに、今ここで意見をまとめたいです。 今のところ答申案の「未来像を実現するための方策」のところに、最初に全部に通ずる考え方ということで「ジェンダー視点の主流化」という言葉を入れて、ここに何かを入れられないかと今、思っているのだけど、このような形でここに入れ込んでいくということでよいかとご意見を伺いたいです。どのように文言を入れていくかというのはもちろんありますけれども、この辺りは何か。 櫻井さん、こういうところにこの方策を入れ込んでいく感じで考え方はいいですか。
櫻井委員	もう1回いいですか。
高見副会長	ごめんなさい。このジェンダー視点の主流化について、多分今回答申を作るに当たってやはり大事な視点だということで、この答申の中に盛り込んでいくのはいい考えではないなと思うのですが、入れ込むとしたら方策のところに「ジェンダー視点の主流化」という言葉を入れ込んでいくのでうかなと。
櫻井委員	ありがとうございます。恐らくさっき資料の3の「ジェンダー平等を取り巻く現状―世界・国・都」の(4)に「ジェンダー視点の主流化」と入れてくださって、その後にまたそれを進めていくためにこのように取り組んでいくと構成として出てくるので、よいのではないかなと思ったのですが。頂いた質問の答えになっていますか。
高見副会長	では、そこは少し同意しておこうかなと思っただけで。その上で具体的にどのような話、という話になるかと。
村松会長	ジェンダー視点の主流化を答申の中に盛り込んでいく。そして、取組の基盤の中で扱っていくというところですね。基本的な原則みたいなことで書き込むのか、今の案ではどうなっているのだったか。未来像の中で書くか、「目指すべき未来像」。そしたら先に未来像のところまで話を具体的に見ていきましょう。その実現のための方策として、あと条例とセンターがあがっています。
高見副会長	今、時間も限られる中で、ジェンダー主流化と1つありますし、また次の条例の話も1回ご説明いただけますか。その後、また議論に。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長	では引き続き事務局から、条例について先に触れさせていただきます。この間、条例について委員の皆様から「条例が欲しい」、「必要だ」というご意見を賜っていましたので、その点に関する話を少し触れさせていただければということで、お時間を頂きます。 恐れ入ります。特に資料はございませんので、口頭のみで失礼いたします。また条例の中身とか条文につきましては、いろいろな決まりによって定められるものもございますので、非常に大ざっぱな説明になってしまいますけれども、皆様にご意見を頂いた部分だけ私から触れさせていただきます。 初めに、条例とは憲法が保障する自治立法権による自主法で、法律の範囲内で制定できるものでございます。制定には、議会の議決を経る必要がございます。条例の効力につきましては施行することで生じ、廃止されるまで続くものでございます。その効力は原則として該当する地方公共団体の区域内に限られ、その区域内にいる全ての人が適用されるものでございます。 例えば規則や計画ではなくて条例で規定しなければならないものの例といたしましては、区民や事業者に義務を課し、または権利を制限することや、例えば有識者の方が委員を務め、調査、審査するような附属機関を設置することなどがございます。特に今日改めてお配りはしないのですが、第1回審議会でお配りした「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」についても、こちらは条例ですので「区民の責務」、「事業者の責務」という条文の記載がございますが、これは条例でなければならないという規定でございます。また第4回審議会では他の自治体における条例の制定状況を記載してございますけれども、いずれの自治体でも「区の責務」、「区民の責務」、「事業者の責務」、「地域団体の責務」といった条文が含まれているものでございます。

	附属機関につきましては、参考までにこのジェンダー平等に関する審議会も区長の附属機関でございますので、設置するための条例が定められているというものでございます。そのほか例えばという形になりますけれども、条例に期待されるものとしては、条例があることで区や区民、事業者と価値観や目標を共有でき、それによりそれぞれが協力して問題解決の契機となったり、条例が望ましい行動のガイドラインとなるところがあるのではないかと思います。 法律のご専門家の前で非常に恐縮なのですが、条例について簡単に触れさせていただきました。
区民生活部男女共同参画担当課長	すみません。会長、お時間のこともありますので、先ほどの「取組の基盤」の最後の資料の⑦のご議論のために資料の説明をさせていただいているところですので、よろしければ併せてこのまま男女平等推進センターのご説明も簡単にさせていただきます。
村松会長	お願いします。
区民生活部男女共同参画担当課	まとめてご議論いただいてもいいと思います。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係	そういたしましたら資料といたしましては、資料6とございます「杉並区の男女平等推進センターについて」というものを用いてご説明を差し上げられればと思います。横長の資料です。簡単に参ります。また御覧いただければと思います。 まずこちらの「男女平等推進センターについて」というところなのですが、杉並区のセンターの名前は男女平等推進センターといいます。機能だけがあるわけではなく、実際に建物としてございます。中高生向け児童館との複合施設になっております。平成9年に開設されまして、公設公営でございます。 早速おめくりいただいて、2ページ目にこのセンターが持っている機能、事業についてご紹介しております。幾つかあるので簡単にはなるのですが、まず「情報の収集及び発信」というところで、3,500冊とすごくたくさんのジェンダー平等、男女共同参画に関わる資料、文書がございますし、地域に関する資料も保管されております。こちらは閲覧、貸し出しができたりします。あと、情報紙を年2回発行していたりします。3ページ目に詳細というか、ご紹介しております。 (2)として「啓発及び学習活動に関すること」というところで、毎年10講座程度男女共同参画に関わる様々なテーマで講座やワークショップを実施しております。4ページに載せていますが、令和6年に開催された講座の一覧でございます。同じテーマや同じ講師の方で複数回やっているものもございまして、表の数と合うわけではないのですが、年間で11講座やっています、全体で300人を超える方にご参加いただいております。 そして(3)「総合相談に関すること」というところで、一般相談、法律相談、配偶者等からの暴力に関する相談、性を理由とする差別等に関する相談というところで、これまでの審議会でも何度か触れてきましたが、区の事業として相談事業はございます。 最後に(4)「団体の育成及び交流促進に関すること」というところで、地域の男女共同参画社会の実現のため活動されていらっしゃる団体は、ご登録いただきますと男女平等推進センターの設備機能をお使いいただけたり、活動にご利用、お役立ただける形となっております。 ここの資料にまとめていますが現に行っている事業・機能でございまして、資料を行ったり来たりしますが、資料4の最後の10ページに書いておりますとおりこれからジェンダー平等社会の実現に向けて、区の男女平等推進センターが負う役割について、現在の事業の改善、拡充もそうですし、新たな取組もそうですし、ご意見などを賜ればと思っております。 駆け足でございましたが、以上になります。
村松会長	ありがとうございました。 では7番目の課題のところジェンダー視点の主流化、ジェンダー平等条例、そ

	れから男女平等推進センターについてご説明がありました。これについて皆さんのご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
赤池委員	さっき資料5で説明のありました自治体、例えば神奈川県などで調査を行っているわけです。困難女性新法の立役者でいらっしゃるお茶の水女子大の名誉教授戒能民江先生がおっしゃっていたのですけれども、困難を抱えた女性に関わる実態調査を令和5年度に行って、大変重要であるというお話がありました。調査研究は非常に重要な役割だと思っています。現在のセンターにはその機能がなく、区民調査などは所管の皆さんがやってくださっているのですが、1つこれは新しい提案として盛り込んではいかがかなと思います。 90年代とかはそういう調査の報告みたいなものが冊子として出されていたと、区政調査資料室の資料で確認いたしました。
村松会長	センターがやった調査ですか。
赤池委員	センターができる前かもしれません。97年にセンターができていますので、それ以前だったかもしれません。割とそういう横断的な区の調査みたいなものも冊子としてまとめられていたのを拝見したことがあります。
村松会長	センターの条例では調査研究という機能はセンターにありましたでしょうか？
区民生活部男女共同参画担当課長	ございません。
村松会長	ないのね。入れるのだったら、そこを変えなければいけない。センターが中心になってやるためには、きっとやるべきことが書いてある。そこにはないのです。
赤池委員	なるほど、分かりました。まずはセンターの条例があるということですね。
村松会長	条例に基づいて作られているのでその機能を果たしているというところで、だからそれが不十分だからもっとこうしろということまで書き込むかどうかの問題だと思います。ただ国立女性教育会館をはじめ、大きなところは調査研究等をやってきた。でも、小さなセンターはできていないところだと思います。区独自でその辺をやるかどうかということになります。
岩橋委員	センターのことで。男女平等推進センターができる前は社会教育センターの一室で、その後できてからは男女平等推進センターで杉並女性団体連絡会はずっと活動してきています。企画調査室というのがある。
村松会長	人がいるわけではないですね。
岩橋委員	人は設立時には、男女平等推進センターのセンター長以下何人かいらしたのです。
区民生活部男女共同参画担当課長	企画調査室はお部屋の名前でございます。
岩橋委員	常駐のセンター長と担当職員が何人かいらしたのですが。
村松会長	常駐の方がいらしたのですね。
岩橋委員	常駐がいらしたのです。何年前と私は数字ではっきりいえないのですが、その方たちが引き上げて本庁にいらして、今は区の職員はおられません。センター独自の事業はありません。ここに書いてある啓発事業もおととしまではそれぞれの団体が好きなところで、例えば区民センターとかでやっていたのですけれども、杉女連が啓発事業は男女平等推進センターでやってくれと長年主張してきました、今年か去年辺りから、だから区長さんが代わってからといってもいいのですが、センター事業はセンターですることになりました。 しゃべってもいいですか。そういうわけで男女平等推進センターに関して杉女連は長年にわたってずっと要望を繰り返していたのですけれども、実現したことと全然実現しなかった、逆行してしまったことと両方あります。センター長、常駐して

	いる職員がいたのに今いなくなったとか、独自の事業が全然ありませんとか。だけど、啓発事業は最近するようになりました。 それから男女共同参画推進区民懇談会は初めからあります。これは基本計画を作ったり、その推進状況を確認するための懇談会であって。意見を言うところであって、いろいろな団体から来ているので必ずしもその委員たちセンターを知りません。センターの利用者懇談会は当初はありました。今はありません、という状況です。 それから、図書資料室は3,500冊もあると今ご紹介がありましたが、図書館との結合について設立以来ずっと要望してきました。そして杉女連としては去年、おとしの区との協働事業で図書の番号を図書館と一致させる作業をしましたけれども、図書館との結合は今もできていません。 それから図書資料ですけども、内容は例えば絵本などでジェンダー平等に関する新しい絵本とかがどんどんできてきて、それは入ってはいるのです。下のゆう杉並の若者たちが見られるように展示したりいろいろ工夫しておりますが、例えば法律とか医学関係とか古い資料がそのまま置いてあるので、利用者が誤解してしまう危険があるのです。担当者がいないということなのかもしれませんが、そういうところのケアが全然できていません。というところが今バツのところですよ。 ただ、まずセンターが知られていないから人が来ないのだということで、分かりやすいように標識を立ててくれという要望をここ2、3年しました。それは実現しました。道に大きい看板が立っています。それから設備の関係でインターネットが使えるようにしてほしいとか、図書室の照明が暗いとか、それから洋式のトイレが2階に1個しかないとか、そういうことでもう長年要望してきたんですけど、それは実現しました。ごく最近になって。というのはそこが丸のところですよ。 ということで、それが今の杉並区男女平等推進センターの現状でございます。
区民生活部男女共同参画担当課長	補足させていただいてよろしいでしょうか。 先ほど基本計画とおっしゃった部分があって、そちらは男女平等参画行動計画ですので、多分基本計画というのかなり意味が変わってきます。 それから独自の事業ということでは、総合相談事業は男女平等推進センターの独自事業として行っている種類のものになるかと。
岩橋委員	場所は違う。
区民生活部男女共同参画担当課長	場所はいろいろな事情がありますけれども、センター事業として行われている独自事業でございますので、その部分です。
岩橋委員	でもセンターとしてはない。
区民生活部男女共同参画担当課長	その部分だけ、念のためこちらで少し補足させていただければと思います。よろしくをお願いします。
櫻井委員	センター機能の強化については、私も東京都とか横浜市に関わっているんですけど、結構このトピックだけでも審議会を7回とかやって、これまでの事業整理からどういったことが必要かを議論する形なのです。結構今日とか残りの時間が限られている中で整理するのは恐らく難しいと思うので、ここの最後の書きぶりの中に「取組を行うこと」とあると思うんですけど、そこに機能強化に当たってのこれまでの取組の整理ですとか、今後に向けてどういったことを強化していくのかを、ほかにも全部そうなんですけど、別途話す場を今後作ることも1つ考えてもよいのかなと思いました。恐らくどのように強化していくのかを今日とか次回だけで話しているとそれだけでもう終わってしまうかなと。 あと全部に関連してくるんですけど、結局予算を増やしていかないと何もできないところだと思うので、一番最初に庁内横断の組織を作るということで、ジェンダー視点を主流化していくと、それに伴って予算も増えていくと思うんですけども、しっかりやるための予算も確保することをこの審議会としてしっかり言ってい

	く必要があるかなと思います。それが先ほどのセンター機能強化もそうですし、いろいろなことにつながると思うので、予算のところは私たちとして入れたほうが、言っていっただほうがよいかと思いました。 以上です。
村松会長	ありがとうございました。 今この課題⑦と、取組の基盤としてジェンダー視点の主流化と、条例とセンターの話をしてきたと思います。このほかに市民団体の支援とか地域団体との関係みたいなのもう1本入れたほうがという意見が出てきているので、基盤として市民との連携みたいなことをもう1本入れたらどうかというのが大体の皆さんの声なのではないかなと思います。 例えば条例の制定に向けた取組を行うとなったら、この先がまたあっていろいろ議論しなければいけないところなので、ここでそこまではできないのではないかなと思うので、ここでは基本的な基盤の取組として制定するよにということを書き込む。そして、センターの機能強化はどういうことかと。これもどのように区が取り組むか分からないのですが、区できちんとこれについて検討すること、みたいなことを書き込むのはどうでしょうか。ここで詳しくその先まで議論する時間と、私たちのキャパはそこまではないのではないかなと思うので、そのような扱いにさせていただいてよろしいでしょうか。
岩田委員	会長のおまとめで納得できるのですけれども、より明確に市民活動団体自体を取組の基盤の中に位置づけると。具体的にはこの取組の基盤、今後の課題のところの4つ目の丸に「これまでにいろいろな役割を果たしてきたことに留意し」とか、そんなのは入れなくていいですけど、そういう有益な市民活動団体に一層の力をつけてもらうことが必要だということを挙げて、その上で課題の方向のところ。気になるのは多分条例で位置づけられていると思うセンターの機能の活動について、 (4)「団体の育成及び交流促進に関すること」が資料6の2ページに書いてあって、これは条例で位置づけられていて必要があれば予算を現行の条例でつけられるところだと思うので、これについて具体的な説明があまりなかった。 例えば育成だったとしたら団体に対する助成も可能になり得るわけでしょうし、交流促進もっと強力にやっていくこともできるのではないかなと思うので、それぞれ4つ目の項目で市民活動団体を立てていいのではないかなと思います。私は深くは存じておりませんが、それこそ杉並のこれまでの取組を生かして発展していく方向を出していけるのではないかなと思います。 以上です。
村松会長	センターの中に既に「団体の育成及び交流促進」が書いてあって、今この方策のまとめの⑦の課題に4つ目を足すという意味ではないのですね。私はそこに地域団体、市民団体との連携みたいな項目を1個足したらどうかと思ったのですけれども、もうあるからいいということですか。
岩田委員	いえ。独自に地域団体、市民団体の機能強化が必要だと思うので、それは入っていないと思うのです。方策の3番目はあくまでセンターの機能強化。
村松会長	ここに入っているから。
岩田委員	だから4番目として市民団体の強化。
村松会長	強化ということを書く。
岩田委員	それを挙げるべきではないかと考えます。以上です。
村松会長	分かりました。私もそう思っていたので、それならオーケーです。 そこは文言の整合性を少し考えますけれども、もう1本市民団体、あるいは地域団体との連携とか。ほかに、杉女連などでも出ていましたよね。だんだん縮小してきている。 分かりました。ではそういう方向で課題の⑦の新たに加えた「取組の基盤」のところに、ジェンダー視点の主流化と条例とセンターのことと市民団体との連携、4

	本柱で行きたいと思います。ありがとうございました。 まだあるのですよね。最後に、答申の諮問事項が今日の資料3の構成案の表紙の裏にもう1回書いてあるので、読み返して。この間書いていて私は分からなくなってきたのでしたのですけれども、よくよく見ると諮問文は2行目から読むと「ジェンダー平等社会の実現に向けて更なる推進を図るための今後の課題、目指すべき未来像、それを実現するための方策」という書き方だったのですよね。 だからジェンダー平等社会の実現に向けて目指すべき未来像を書かなければいけなかったんで、この前ジェンダー平等社会を書くときに私は目指すべき未来像のつもりで書いたんで、そのために何をすべきかということだったので、少し整理していただきました。資料7が前に検討していただいたジェンダー平等社会の最終案としてまとめたものなのですけれども、「すべての人が性別や性的指向、性自認にかかわらず尊厳を守られ、平等に権利を有し、あらゆる分野・レベルの取組に平等に参画し意思決定に関与する機会を保障され、政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受できるとともに、責任を分かち合う社会」とジェンダー平等社会があって、そしてこれをもって目指すべき未来像とします、とすれば話のつじつまが合うかなということで整理したのですけれども、いかがでしょうか。 一応このように大分議論させていただきまして、副会長だとか区とも相談させていただいて、こういう形で今までのご意見を反映させた形でまとめさせていただきました。まだご意見もあるかもしれないのですけれども、できればこれを答申の初案ですけど、そこに載せる未来像という形で載せさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。 いろいろご議論いただきましてありがとうございました。では一応これを目指すべき未来像、初案という形で記載させていただきます。 かなり答申の具体的な議論が煮詰まってきたかなと。まだ課題がたくさん残っていてこれから整理しなければいけませんけれども、そういう意味では本来ならば答申は委員がみんなで作りに上げていくものなのですけど、議論はすごくしていただいているんですが、既に今日答申の構成についても共有が図られましたので、そして、また課題の議論もしていただきました。未来像については今ご説明したようなことでございますので、次回の審議会でお示しする答申初稿については、皆さんで集まって書くというよりは、私と高見副会長にお任せいただいて初案としてお示しさせていただく形でよろしゅうございますでしょうか。極力今までの議論を反映させたものとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 では、次回お示しできるようにしっかり作成していきたいと思います。よろしくお願いいたします。これまでの議論を入れるとかなりのボリュームになりそうなので、今までも事務局のご協力でここまでやってきましたけれども、今後もよろしくお願いいたします。 審議会はこれで次回と次々回の2回となりました。今日も大分詰まってきましたけれども、答申までのスケジュールについて事務局から説明していただけますでしょうか。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長	では事務局から。 今会長がおっしゃったとおり、審議会は来月7月と8月の残り2回を予定してございます。次回の審議会では答申の初案をお示ししご審議いただく形になろうかと思います。例えば別の審議会などでは、最終回で答申を確定させ、その後その流れで区長に答申文をお渡しすることもございますけれども、本審議会においては最終回となります第8回目で、次回の7回目のご審議を踏まえて答申を固めるご議論が行われるのではないかと想定しているところでございます。 そのように具体的な答申を作っていく流れを想定しますと、この後申し上げる流れになろうかと思います。本日以降、会長・副会長により、答申の初案を作成いただきます。次回第7回審議会では、その答申初案をお示しし皆様にご審議いただきます。その後第7回でご審議いただいたご意見を踏まえ、再度会長・副会長に答申初案を修正いただく作業になろうかと思います。修正作業に当たりましては、皆様ともメール等で共有しながら進めていくことになることを想定しております。

	そうした作業を経て最終回となる第8回審議会において答申案をお示しし、その後の議論を経て案が取れた答申という形にまとめていただくことになろうかと思います。状況にもよりますが第8回目で審議がまとまらなかった、修正が残ってしまった場合には、メールなどでご意見を伺いながら、会長の下で最終答申を固めていくことになろうかと思います。 そうしたやり取りをさせていただいた上で、区長に答申を手渡す日程については、今申し上げたとおり審議会とは別に8回目の審議会が終わった後、9月上旬に日程調整させていただきたいと思っております。答申は区長に答申文を手渡し、その際に答申のポイントやこの間の審議の経過などをお伝えいただきますが、所要時間はそれほど長くはならないかと思しますので、例えば代表して会長にお越しいただいたりとか、ご都合の合う方のみご参加いただくこともあるかと思いますが、この辺りはまた改めて調整させていただければと思います。 私からは以上です。
村松会長	ありがとうございました。 そういう段取りで進めたいと思いますのでよろしく願いいたします。本日も長時間にわたってどうもありがとうございました。本日はこれで終了したいと思います。かなり答申の形が見えてきたので、少しほっとしているところでございます。 では、事務局から連絡事項をお願いします。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長	長くなりましたので、手短に終わらせていただきます。 次回第7回審議会ですけれども、7月29日火曜日に開催させていただきます。会場は、今回こちらで行いましたが、また変わります1回目から4回目まで開催しました第4会議室。大きなお部屋になりますけれども、そちらにご参加いただきます。 それから毎回お願いしています会議録につきましては、7月7日から10日くらいの間に初稿が固まるかと思しますので、また改めてメールをお送りさせていただきますので、ご確認のほどお願いいたします。 連絡事項は以上でございます。
村松会長	では、これで一応今日の会議は終わります。